非核兵器地帯の包括的検討 - とくにアジア・太平洋地域との関連において -(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 1997年3月

本稿は、英国国際戦略問題研究所(IISS)および軍縮・不拡散促進センターとの間 に発足した「アジア太平洋の平和と開発に関するプログラム」の下で、行った研究の成果 である。研究には、主として当センターの戸崎洋史研究員補が携わった。

本稿の執筆に当たり、とくに黒澤満大阪大学大学院国際公共政策研究科教授および小川伸一防衛庁防衛研究所室長には、貴重なご助言をいただいた。ここに謝意を表したい。

序

目次

はし	めに	
第	部「非核兵器地帯の基本的要素と意義およびアジア・太平洋地域以外に	お
ける	現状と問題点」	,
1	非核兵器地帯の基本的義務と意義2	
	基本的要素	
	意義	
	(a)安全保障上の意義3	
	(b)核不拡散に対する意義3	
	非核兵器地帯に対する核兵器国の態度4	
2	現存の非核兵器地帯5	
	ラテンアメリカ核兵器禁止地帯5	
	(a)成立の背景および現状5	
	(b)トラテロルコ条約の特徴5	
	(c)追加議定書および核兵器国の対応6	
	アフリカ非核兵器地帯7	
	(a)成立の背景および現状7	
	(b)ペリンダバ条約の特徴8	
	(c)議定書および核兵器国の対応9	
	(d)アフリカ非核兵器地帯の意義10)
3	非核兵器地帯の設置が提案されている地域11	
	欧州	
	(a)欧州における非核兵器地帯の提案11	
	(b)中・東欧における非核兵器地帯の可能性をめぐる考察12	2
	中東	;
	(a)中東非核兵器地帯の提案13	;
	(b)中東における大量破壊兵器の拡散14	ł
	(c)現状および課題16)
第	部「アジア・太平洋における非核兵器地帯」	;

1	すでに設置された非核兵器地帯18
	南太平洋非核地帯18
	(a)成立の背景および現状18
	(b)ラロトンガ条約の特徴19
	(c)議定書および核兵器国の対応20
	東南アジア非核兵器地帯21
	(a)成立の背景および現状
	(b) バンコク 条約の特徴22
	(c)議定書および核兵器国の対応24
2	非核兵器地帯の設置が模索されている地域25
	南アジア
	(a)インドおよびパキスタンの核兵器開発25
	(b)三極の核の対立とCBMの現状26
	(c)南アジアにおける非核兵器地帯の設置に向けて
	北東アジア
	(a)北東アジアにおける核をめぐる問題28
	(b)北東アジアにおける非核兵器地帯の提案
	(c)北東アジア非核兵器地帯の問題点34
	(d)非核兵器地帯設置のための枠組み35
第	部「現存する非核兵器地帯条約の比較一覧」
第	部「参考文献」

はじめに

非核兵器地帯が世界ではじめて提案されたのは中部欧州地域においてであり、これは「核 の時代」のなお初期といえる1950年代後半にまでさかのぼる。その10年後には、ラテンア メリカにおいて非核兵器地帯の設置が実現した。今日までに南太平洋地域、東南アジアお よびアフリカ大陸でも同様の地帯が設置された。よく言われるように、南極条約の適用範 囲を含めると、南半球に関する限り、事実上の非核兵器地帯化が達成されつつある。

その一方で、非核兵器地帯の設置が望まれている地域も少なくない。核兵器不拡散条約 (NPT)では、とくに第7条を設けて非核兵器地帯に関して言及している。また、非核 兵器地帯の設置を求める国連総会決議も少なくない。さらに、1995年のNPT再検討・延 長会議で採択された「核不拡散および核軍縮の原則および目標⁽¹⁾」でも、「とくに緊張度 の高い地域において、非核兵器地帯の発展が最優先事項として促進されるべき」であり、 「2000年までにさらなる非核兵器地帯を設置すること」が求められた。しかしながら、そ の実現には多大の困難を要することが予想される。

本稿では、まず第 部において、非核兵器地帯の基本的要素および意義を改めて考察す るとともに、アジア・太平洋地域⁽²⁾を除く地域に関して、現存のあるいは現在提案され ている非核兵器地帯について、その現状および問題点を検討する。その上で、第 部にお いて検討をアジア・太平洋地域に及ぼす。

すでに成立している非核兵器地帯条約の内容については、その詳細を比較一覧表の形で、 第 部に掲げた。

また第 部として、広範な参考文献リストを付した。

⁽¹⁾ NPT/CONF.1995/L.5, 9 May 1995.

⁽²⁾本稿では「アジア・太平洋地域」を、北東アジア、東南アジア、南アジアおよび南太平洋諸国を含む範囲とする。またラテンアメリカに関しては、第 部で取り扱う。

第 部

非核兵器地帯の基本的要素と意義および

アジア・太平洋地域以外における現状と問題点

1 非核兵器地帯の基本的要素と意義

基本的要素

非核兵器地帯に関する1975年の国連総会決議⁽³⁾では、非核兵器地帯を、条約によって その境界が厳密に画定された地帯内における「核兵器の完全な不存在(total absence of nuclear weapons)」を確保し、また条約の義務の遵守を保証するために国際的な検証あるい は管理システムを設置するものと定義した。また核兵器国に対しても、非核兵器地帯内に おける「核兵器の完全な不存在」を尊重すること、条約に違反するような行動をしないこ と、ならびに地帯内の国家に対する核兵器の使用あるいはその威嚇を行わないことを求め るものと定義している。

「核兵器の完全な不存在」を確保するために、地帯内の国家の基本的義務として、核兵器の開発、製造、取得および配備の禁止、ならびに地帯内に存在する核兵器の廃棄または 地帯外への撤去が規定される。

意義

非核兵器地帯設置の意義として、1976年の国連総会決議⁽⁴⁾では、「地帯内の国家の安全 保障、核兵器の拡散防止、ならびに全面完全核軍縮の目標に貢献する」と謳い、また前述 の「核不拡散および核軍縮の原則および目標」では、「非核兵器地帯の設置は、世界と地 域の平和および安全を強化する」と表明されている。これらは、「核兵器の完全な不存在」、 すなわち地域の非核化が達成されることの当然の帰結といえようが、非核兵器地帯設置の 2つの大きな意義と認められる核不拡散および安全保障の各側面に関して、より具体的に その内容を考察すれば、以下のとおりである。

⁽³⁾ United Nations General Assembly Resolution 3472B(XXX) of 11 December 1975.

⁽⁴⁾ United Nations General Assembly Resolution 31/70 of 10 December 1976.

(a)安全保障上の意義

第1に、非核兵器地帯の設置により、地帯内の国家による核兵器に関連する行動が禁止 されることは、とくにその地域の緊張緩和に寄与し、地帯内の安全保障の強化に貢献する。 また、地域紛争の発生あるいは激化の事態が生じても、少なくとも核戦争は回避できる。

第2に、非核兵器地帯内では、地帯内の国家に対する核兵器国による核兵器の使用ある いはその威嚇が禁止されることにより、地帯内の安全保障は相対的に強化される。このい わゆる消極的安全保障に関しては、非核兵器地帯条約を除いて、現在に至るまで法的拘束 力を持つ国際条約は成立していないことからも、その意義はとくに重要である。

(b)核不拡散に対する意義

非核兵器地帯が設置された地域において「核兵器の完全な不存在」が確保されることは、 とりもなおさず地帯内において核不拡散が達成されることを意味し、そのことは、世界的 な核不拡散体制の強化をも意味する。しかも、非核兵器地帯は地帯内における「核兵器の 完全な不存在」を確保するにあたり、域内国および核兵器国に対して、NPTよりも厳格 な義務を課している。すなわち、域内国に対しては、核兵器その他核爆発装置の製造また はその他の方法での取得の禁止(NPT第2条)に加えて、非核兵器地帯では核兵器の配 備も禁止される。また核兵器国に対しては、核兵器その他核爆発装置またはその管理の移 譲の禁止、ならびに非核兵器国への核兵器その他核爆発装置取得のための支援の禁止(N PT第1条)に加えて、消極的安全保障が義務として含まれている。

また非核兵器地帯は、地帯内の国家に平等な義務を課すものである。したがって、NP Tが差別的な条約であると主張してこれの加入を拒否し、核不拡散体制の枠外に留まって いる国家に対して、非核兵器地帯は、核不拡散体制のためのNPT以外の選択肢を提供す るといえ、世界的な核不拡散体制であるNPT/IAEA(国際原子力機関)体制を地域 的に補完するという意義も指摘できよう。

核軍縮との関連については、非核兵器地帯が、核兵器国による核軍縮を直接に導くもの でないことはもちろんとはいえ、「地域の非核兵器国がイニシアティプをとることにより 設置され、それを基礎に核兵器国から一定の義務を引き出すという側面をもって」おり、 「非核兵器国が広い意味での核軍縮に貢献できる領域⁽⁵⁾」であるとはいえよう。地帯内 における「核兵器の完全な不存在」が確保され、かつ核兵器国から消極的安全保障を得る ことにより、少なくとも地帯内においては核抑止は機能せず、核兵器の有効性あるいは正 当性は低下する。ラテンアメリカ核兵器禁止条約および南太平洋非核地帯条約の各前文に も、非核兵器地帯を世界的な核軍縮のための1つの手段でとして捉えることが記されてい る。

非核兵器地帯に対する核兵器国の態度

非核兵器地帯は、消極的安全保障をはじめとして、核兵器国による一定のコミットメン トを基本的要素の1つとしており、もしこれが得られない場合は、たとえ非核兵器地帯の 設置を定めた条約の発効要件が満たされたとしても、非核兵器地帯としての有効性は大き く減じられる。現在、東南アジア非核兵器地帯をめぐって、まさにこの状況が生じつつあ る。核兵器国は、条約上の義務を受け入れることにより、その行動あるいは国益が少なか らず影響を受け得るものであることから、特定の非核兵器地帯に対して支持するか否かに ついて、当然のことながら、常に慎重に臨んでいる。

この点に関してしばしば言及されるのが、非核兵器地帯を支持するための条件として米 国が設定している、以下の7基準である。

(i)非核兵器地帯設置の提案は、地域の国家から生ずるべきである。

(ii)地域のすべての重要な国家が、非核兵器地帯に参加すべきである。

(iii)条約の遵守を検証するための適切なメカニズムを備えるべきである。

(iv)非核兵器地帯は、現存の安全保障取り極めを害してはならない。

(v)非核兵器地帯は、核爆発装置の開発あるいは保有を禁止しなければならない。

(vi)非核兵器地帯は、国際法の下で認められた権利、特に航行の自由の権利の行使を 害してはならない。

(vii)非核兵器地帯は、通過、寄港あるいは上空飛行の権利を与える当事国の権利に影響を与えてはならない⁽⁶⁾。

(6) U.S. Criteria for Judging Effectiveness of Proposed Nuclear Weapon Free Zone, as Summarized in Preamble to House Concurrent Resolution on South Pacific Nuclear Weapon Free Zone Favorably Reported out by House Committee on Foreign Affairs in the Fall of 1994.

2 現存の非核兵器地帯

ラテンアメリカ核兵器禁止地帯

(a)成立の背景および現状

ラテンアメリカ諸国は、1962年のキューバ危機で核戦争に巻き込まれる脅威に直面した ことにより、非核兵器地帯の設置を決意した。1963年には、ラテンアメリカの非核化を求 めた国連総会決議⁽⁷⁾が採択された。その後、メキシコのイニシアティブにより交渉およ び条約の作成作業が行われ、世界最初の非核兵器地帯条約であるラテンアメリカ核兵器禁 止条約は、1967年2月に署名のために開放され、翌年4月に効力を発生した。条約は、そ の後カリブ海諸国にまで適用範囲が拡大されたため、1990年に正式名称が「ラテンアメリカ およびカリブ地域核兵器禁止条約」と改正された。またこの条約は、条約が採択されたメ キシコ外務省前の広場の名前にちなんで、トラテロルコ(Tolatelolco)条約と称されてい る。

トラテロルコ条約には、当初アルゼンチンあるいはブラジルといった、比較的高度な核 技術を保有する国家が加入を拒否してきたが、近年、それらの国家による条約への加入が 進んでおり、ブラジルおよびアルゼンチンは、1994年に加入した。また両国の加入を自国 の加入の条件としていた国家に関しても、チリは1994年に条約に加入し、キューバも1995 年に署名した。

(b)トラテロルコ条約の特徴

トラテロルコ条約は世界最初の非核兵器地帯条約であり、この条約で定められた様々な 義務および制度は、その後成立した他の地域における非核兵器地帯条約のモデルとなった。 締約国の義務は、NPTで定められた非核兵器国の義務よりも厳格なものである。締約 国は、自国の管轄下にある核物質および核施設を平和目的のために使用しなければならず、 また締約国による核兵器の実験、使用、製造、生産および取得、ならびに受領、貯蔵、設 置、配備および所有が禁止されたのみならず、締約国のために第三者が核兵器を受領、貯 蔵、設置、配備および所有することも禁止された(第1条)。平和目的核爆発に関しては、 第18条でこれを実施する権利を明示的に認めている。

締約国による条約の遵守を確保するための管理制度もいくつかの措置を備えており、I

⁽⁷⁾ United Nations General Assembly Resolution 1911(XVIII) of 27 November 1963.

A E A 保障措置(第13条)、締約国の報告(第14条)、事務局長の要請による特別報告(第15 条)、および特別査察(第16条)が規定されている。

特別査察を規定した第16条は、ブラジルおよびアルゼンチンなどの主張が認められ、1992 年に改正された。改正前は、IAEA、およびトラテロルコ条約第10条に基づき設置され た「ラテンアメリカにおける核兵器の禁止のための機構(OPANAL)」の理事会が特 別査察を実施する権限を有し(1項)、締約国は特別査察を行う査察官に対して、義務の 履行に必要であり、条約違反の疑惑に直接かつ密接に関連しているすべての場所および情 報に完全かつ自由にアクセスすることを許可しなければならない(2項)という、いわゆ るチャレンジ査察を規定していた。

チャレンジ査察は、査察を受け入れる国家の同意なしに、査察官が核関連施設および情 報に自由にアクセスできるという点で、IAEA保障措置協定に基づく特別査察よりも優 れており、条約義務違反に対する強力な抑止力となる。また、違反の疑惑があった場合に 直ちに査察を実施できるため、締約国による条約の遵守を効果的に確保でき、締約国間に より大きな信頼を醸成できる措置である。トラテロルコ条約は、現行のIAEA保障措置 では不十分と考える国家あるいは地域が、地域の状況に適した査察を規定できることを示 した。

なお改正後は、IAEAのみが特別査察を実施する権限を有しており(1項)、締約国の要請および第15条の手続きにより、OPANALの理事会がIAEAに特別査察の実施を考慮する要請を提出する(2項)ことと規定された。

トラテロルコ条約で定められた効力発生の規定にも、大きな特徴がみられる。すなわち 条約は、効力発生の要件として、適用範囲に含まれるすべての国家による条約の批准、す べての核兵器国による追加議定書の批准、ならびにIAEA保障措置協定の適用に関する 二国間または多数国間の協定の締結などと定めている(第28条1項)。この極めて厳格な 要件では条約が発効しない可能性も大きいため、同時にウェーバー条項を設けている(2 項)。これは、条約に署名する国家は第28条1項で定められた効力発生の要件の全部また は一部を放棄する権利を有し、この権利を行使する国家については個別に効力が発生する というものである。現在に至るまで、第28条1項の要件は満たされていないが、これが満 たされれば、第4条で規定された公海を含む地帯のすべてに条約が適用される。

(c)追加議定書および核兵器国の対応

追加議定書では、地帯外の国家の非核兵器地帯内における行動に対して一定の義務を課 している。追加議定書 では、条約の適用範囲内に属領を持つ国家による条約の義務の遵 守が規定されている。現在までにイギリス、フランス、オランダおよび米国がこの議定書 を批准した。また核兵器国に対して署名のために開放された追加議定書 では、条約の締 約国に対する消極的安全保障が定められた。

前述のように、法的拘束力を有する消極的安全保障が規定されているのは、非核兵器地 帯条約だけである。トラテロルコ条約は、核兵器国から法的拘束力を持つ消極的安全保障 を得ることにより自国の安全を強化しようと考える国家にとって、現状では、非核兵器地 帯の設置がその目的を達成する最も現実的な手段であることを示した。

追加議定書 に関しては、1979年までにすべての核兵器国が署名および批准を終わらせ ている。しかしながら、中国を除く他の4カ国は、無条件でこれを批准したわけではない。 すなわち、フランスは国連憲章第51条の下での自衛権の行使について、また米国、英国お よびソ連(当時)は核兵器国に支援された締約国による侵略の事態に消極的安全保障の義 務を再考する権利について、それぞれ留保を付している。

アフリカ非核兵器地帯

(a)成立の背景および現状

アフリカの非核兵器地帯化にはじめて言及した1961年の国連総会決議⁽³⁾は、アフリカ を非核兵器地帯として尊重し、またアフリカにおいて核実験および核兵器の使用を行わな いよう要請した。アフリカ統一機構(OAU)により1964年に採択された「アフリカ非核 化宣言」でも、同様のことが求められた。アフリカ諸国が非核兵器地帯の設置を模索した 主要な目的は、フランスによるサハラ砂漠での核実験を禁止することであった。

しかしながら、1990年に至るまで、アフリカにおける非核兵器地帯の設置に向けた動き は具体化しなかった。その主要な原因は、南アフリカ共和国の核兵器開発疑惑、ならびに 南部アフリカにおける武力紛争であった。当時、南アフリカ共和国は、NPTへの加入お よびIAEA保障措置の受諾を拒否しており、また核兵器を開発および保有している国家、 すなわち核敷居国(threshold states)の1つと考えられていた。南アフリカ共和国は後に、 核兵器の保有を決定したのは、南部アフリカにおける共産主義国家をめぐる紛争に介入し

⁽⁸⁾ United Nations General Assembly Resolution 1652(XVI) of 24 November 1961.

たソ連(当時)およびキューバに対する抑止力を確保する必要があったためと説明した。 加えて、南アフリカ共和国がアパルトヘイト政策により国際社会から孤立していたことも、 非核兵器地帯の設置に対する阻害要因の1つであったといえる⁽⁹⁾。

これらの阻害要因は、南部アフリカにおける安全保障環境の好転、1986年から開始され たアパルトヘイトの段階的撤廃、ならびに南アフリカ共和国による核兵器の廃棄、1991年 のNPT加入およびIAEA保障措置協定の締結により除去された。非核兵器地帯の設置 に向けた動きは急速に進み、1991年には、アフリカにおける非核兵器地帯条約の草案を作 成するために、専門家グループが設置された。アフリカ諸国、OAUおよびIAEAの専 門家により構成されたこの専門家グループには、トラテロルコ条約およびラロトンガ条約 の代表もオブザーバーとして招待され、さらに核兵器国、ポルトガルおよびスペインが、 専門家グループの特別会議に招待された⁽¹⁰⁾。

モーリシャスおよび英国がそれぞれ領有権を主張しているディエゴ・ガルシアを非核兵 器地帯条約の適用範囲に含めるか否かで議論が続いていたが、その議論を一時棚上げする 形で、アフリカ非核兵器地帯条約は1995年6月に採択され、1996年4月に署名のために開 放された。南アフリカ共和国のプレトリア近郊に核開発研究所があり、またこの条約の最 終的交渉が行われた場所にちなんで、ペリンダバ(Pelindaba)条約と称されている。

(b)ペリンダバ条約の特徴

ペリンダバ条約は、トラテロルコ条約および後述の南太平洋非核地帯条約をモデルにし て作成された。とくに、禁止の対象を核兵器ではなく「核爆発装置」としたこと、ならび に放射性廃棄物の地帯内における投棄を禁止したことは、南太平洋非核地帯条約の影響で ある。またペリンダバ条約でも、「完全かつ自由なアクセス」が可能なチャレンジ査察を

(9) 77リカ非核兵器地帯の設置に対する阻害要因に関しては以下を参照。Darryl Howlett and John Simpson, "Nuclearisation and Denuclearisation in South Africa", *Survival*, Vol.35, No.3 (Autumn 1993), pp.154-156.; Sola Ogunbanwo, "History of the Efforts to Establish an African Nuclear-Weapon-Free Zone", *Disarmament*, Vol.XIX, No.1 (1996), pp.15-16.; Sola Ogunbanwo, "The Treaty of Pelindaba: Africa is Nuclear-Weapon-Free", *Security Dialogue*, Vol.27, No.2 (June 1996), pp.186-187.

(10) Sola Ogunbanwo, "History of the Efforts to Establish an African Nuclear-Weapon-Free Zone", op.cit.,p.18.参照。

規定している。

加えて、ペリンダバ条約には、南アフリカ共和国の核兵器開発およびその廃棄を反映し た条項が規定されている。1つは、締約国の義務として、核爆発装置の開発、製造、貯蔵 あるいはその他取得、および保有あるいは管理だけでなく、研究を行うことも禁止された ことである(第3条)。もう1つは、核爆発装置およびその製造施設の申告、解体、廃棄 および転用に関してであり、核爆発装置製造のための能力の申告、条約の効力発生以前に 製造していた核爆発装置の解体および破壊、ならびに核爆発装置製造のための施設の破壊 あるいは平和利用への転用が定められた。また、施設の廃棄および転用だけでなく、核爆 発装置自体の解体および廃棄のプロセスが、IAEA、および第12条に基づいて設置され る委員会により検証される(第6条)。

その他、ペリンダバ条約にみられる特徴的な条項としては、盗難あるいは権限のない使用および取り扱いを防止するために、締約国は核物質、施設および装備の安全かつ効果的な最高水準の物理的防護を維持しなければならないこと(第10条)、ならびにアフリカ非核兵器地帯内の核施設に対する武力攻撃を目的とした、締約国の行動、支援、あるいは援助が禁止されたこと(第11条)があげられる。

(c) 議定書および核兵器国の対応

ペリンダバ条約では、議定書 で消極的安全保障を、議定書 では地帯内における核実 験の禁止を、ならびに議定書 では条約の適用範囲内に属領を持つ国家による条約の義務 の遵守を規定した。議定書 および は核兵器国に対して、また議定書 はフランスおよ びスペインに対して、それぞれ署名のために開放されている。

中国、フランス、英国および米国は、議定書が署名のために開放された直後に署名した。 米国はその署名にあたり、「適用範囲を示した附属書の地図ではディエゴ・ガルシアは 点線で囲まれ、これは主権の問題をprejudiceするものではないと記されていること、なら びに英国に対しては条約および議定書が署名のために開放されていないことから、条約 および議定書は、ディエゴ・ガルシアにおける英国、米国およびその他の非締約国の行 動には適用されない」という解釈宣言を付した。

ロシアは、米軍基地が継続してディエゴ・ガルシアに存在することを問題として議定書

- 9 -

への署名を拒否していたが、1996年11月に署名した(…)。

(d)アフリカ非核兵器地帯の意義

第1に、アフリカ非核兵器地帯の設置に至る経緯は、核敷居国または核兵器開発の意思 を持つ国家を含む地域において非核兵器地帯の設置を模索する場合に、まず信頼醸成措置 (CBM)などにより、地域諸国の安全保障上の懸念を緩和する必要があることを示した。 国家が核兵器を取得する主要な目的は自国の安全保障の強化にあるため、中東、南アジア あるいは朝鮮半島といった地域でも同様に、非核兵器地帯の設置に向けた努力のなかで、 地域の安全保障環境を改善し、核兵器の保有が国家安全保障の強化に必ずしもつながらな いと地域諸国が認識する状況を構築することが先決であろう。

第2に、ペリンダバ条約では、かつて核兵器を開発および保有していた国家が、はじめ て非核兵器地帯の適用範囲に含まれた。これを反映して、ペリンダバ条約には、核兵器の 廃棄を効果的に保証するのみならず、将来にわたっても核兵器の開発に向かわないことを 確保するための、これまでの非核兵器地帯条約には見られなかった措置が規定されている。

第3に、ペリンダバ条約は中東和平プロセスに参加している北アフリカ諸国を適用範囲 に含むものであり、エジプトあるいはリビアなど、多くの北アフリカ諸国がすでに署名し ている。核兵器の拡散に対する懸念が深刻なのは、イラン、イラクおよびイスラエルを含 む中東⁽¹²⁾の東半分であり、アフリカ非核兵器地帯の設置が中東非核兵器地帯の成立へと 直接結びつくものではないであろう。しかしながら、ペリンダバ条約に署名して核オプシ ョンを放棄した北アフリカ諸国、ならびに核兵器を廃棄した南アフリカ共和国から、中東 全域における非核化を求める圧力もあり、長期的にみれば中東全域における非核化に少な からず影響を与えるものと思われる。

第4に、ペリンダバ条約は、地域的機関であるOAUとの協力とともに、国連の支援の 下に交渉された最初の非核兵器地帯条約であった⁽¹³⁾。また、核兵器国による議定書への 署名が他の非核兵器地帯条約よりも比較的順調であったが、これは、条約作成のための専 門家グループに核兵器国を招き、非核兵器国および核兵器国の双方の主張を考慮して条約

⁽¹¹⁾ OAU Information Division, Press Release No 93/96, 5 November 1996.参照。

⁽¹²⁾本稿では「中東」の範囲として、アラブ諸国、イランおよびイスラエルを含む。

⁽¹³⁾ Sola Ogunbanwo, "The Treaty of Pelindaba: Africa is Nuclear-Weapon-Free", op.cit., p.118.

を作成したことが大きな要因と思われる。核兵器国による非核兵器地帯への支持および議 定書への署名がなければ、非核兵器地帯は実効的なものとはならない。ペリンダバ条約は、 核兵器国との密接な協議が、核兵器国による議定書への遅滞ない署名および批准、ひいて は国際的に認められた非核兵器地帯の地位を獲得する最短の方法であることを示したとい える。

3 非核兵器地帯の設置が提案されている地域

欧州および中東における非核兵器地帯の提案に関して、その背景、内容および現状を考 察する。

欧州

(a)欧州における非核兵器地帯の提案

冷戦時代の欧州は、東西両陣営の核兵器が対峙し、核戦争勃発の危険が最も高かった地 域であった。このため、中欧、東欧、スカンジナビア半島あるいはバルカン半島において、 非核兵器地帯設置の提案が早くから行われた。非核兵器地帯に関する世界最初の提案であ るラパツキー案は、ポーランド、チェコスロバキアおよび東西ドイツを対象として、核兵 器の製造、貯蔵および配備の禁止、ならびにこれら領域に対する核兵器の使用禁止を求め たものである。

最近では、旧ユーゴスラビアおよび旧ソ連諸国の情勢が不安定であること、ならびに1995 年のNPT再検討・延長会議において、北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大に代わ る選択肢として、ベラルーシが中・東欧における非核兵器地帯の設置を提案したことから、 ロシアを除く旧ソ連諸国を含めた中・東欧における非核兵器地帯の設置に焦点が当てられ ている(14)。

(b)中・東欧における非核兵器地帯の可能性をめぐる考察

中・東欧には、すでに核兵器を保有する国家は存在せず、配備されていた核兵器は、1996 年末までにすべてロシアに撤去された。これらの地域は、領域内に核兵器が存在しないと いう意味で、非核兵器地帯設置のための条件を満たしている。また、これらの地域は核兵 力に囲まれているため、地域諸国には、非核兵器地帯を設置して消極的安全保障を得るこ とにより、安全を強化するという誘因もある。

しかしながら、とくに中・東欧における非核兵器地帯の設置に向けた動きは具体化して いない。その大きな理由は、NATOへの加盟を希望する中・東欧諸国が、自国にNAT のの核兵器を配備するというオプションを放棄したくないと考えていること、ならびにN ATO諸国がこの地域の非核兵器地帯化に積極的でないことがあげられる。

NATOは、柔軟反応戦略を見直した後も、「最終手段」としての核兵器の使用は排除 しておらず、NATOの軍事ドクトリンの中で核兵器は依然大きな位置を占めている。ま た、NATOは中・東欧への拡大を模索しており、その地域における非核兵器地帯の設置 は、NATOの戦略、とりわけ核戦略の変更を強いられる恐れがある。加えてNATO諸 国は、中・東欧における非核兵器地帯の設置が欧州の他の地域、さらには欧州全域の非核 兵器地帯化を招き、米軍が欧州から撤退するという事態を恐れているともいわれている⁽¹⁵⁾。

(14) Jan Prawitz, "A Nuclear-Weapon-Free Zone from the Black Sea to the Baltic Sea", paper prepared for Pugwash Meeting No.213: 3rd Workshop on the Status and Future of the Nuclear Weapons Complexes of Russia and the USA, 24-26 March 1996, Moscow, Russia, pp.2-3.; Anatoli A. Rozanov, "Towards a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central and Eastern Europe", *The Monitor: Nonproliferation, Demilitarization and Arms Control*, Vol.2, No.4 (Fall 1996), p.19.参照。ブラウィッツ(Prawitz)は、「中・東欧」の地理的範囲を、パルト諸国(エストニア、ラトビア、リトアニア)、ヴィシェグラード諸国(ポーランド、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリー)、新独立国家(ベラルーシ、ウクライナ、モルドバ)、ならびにルーマニアあよびブルガリアとしている(Jan Prawitz, *op.cit.*, p.5.)、本稿でも「中・東欧」の地理的範囲をこの定義に従うものとする。

(15) David Fischer, *Towards 1995: The Prospects for Ending the Proliferation of Nuclear Weapons*, (Aldershot, England: Dartmouth, 1993), pp.175-176.; Helen Leigh-Phippard, "Nuclear-Weapon-Free Zone: Problems and Prospects", *Arms Control*, Vol.14, No.2 (August 1993), pp.109-110.; Anatoli A. Rozanov, *op.cit.*, pp.19-20.参照。

しかしながら、中・東欧における非核兵器地帯の設置には、以下のような利点もある。 第1に、この地域に核兵器が配備されないという法的拘束力のあるコミットメントにより、 NATOの拡大に対するロシアの懸念を緩和でき、欧州の安全保障に対する有効なCBM となる。第2に、ロシアの通常戦力は西側よりも劣勢であり、ロシアが核抑止への依存度 を高めるという懸念があるが、中・東欧に非核兵器地帯を設置して核兵器国が消極的安全 保障を与えることにより、中・東欧諸国に対する核の威嚇が禁止されるだけでなく、この 地域が核兵器国間のバファーとなることで、欧州における戦略的安定は増す。第3に、欧 州の一地域、とりわけNATOが拡大を目指す中・東欧に非核兵器地帯の設置を認めるこ とは、NATOが核不拡散および核軍縮に誠実に対応していることを示すことになる。

1996年12月のNATO外相理事会において、いかなる場合にも中・東欧諸国に核兵器を 配備しないことを明記したコミュニケが発表されたことは、以上の観点からも注目に値し よう。

中東

(a)中東非核兵器地帯の提案

1974年の国連総会においてイランおよびエジプトにより提案された中東非核兵器地帯の 設置に関する決議⁽¹⁶⁾が採択されて以来、その設置を求める国連総会決議は毎年採択され ている。1996年の国連総会決議⁽¹⁷⁾でも、「すべての当事国が、中東地域において非核兵器 地帯を設置する提案の実現に必要とされる、現実的で緊急な措置をとることを考慮する」 よう要請された。

中東非核兵器地帯に関する国連総会決議は、1980年以降はイスラエルが反対せず、コン センサスにより採択されており、すべての中東諸国が非核兵器地帯の設置に反対していな いことを表している。しかしながら、「いかなるプロセスを通じて、いかなる状況の下で、 いかにして非核兵器地帯が設置されるか⁽¹⁸⁾」に関しては、中東イスラム諸国(アラブ諸 国およびイラン)とイスラエルとの間に大きな主張の隔たりがある。

⁽¹⁶⁾ United Nations General Assembly Resolution 3263(XXIX) of 9 December 1974.

⁽¹⁷⁾ United Nations General Assembly Resolution 51/41 of 10 December 1996.

⁽¹⁸⁾ United Nations Department for Disarmament Affairs, *Towards a Nuclear-Weapon-Free Zone in the Middle East* (New York: United Nations, 1991), p.22.

中東非核兵器地帯に関する主張

	中東イスラム諸国	イスラエル
査察	すべての中東諸国(とりわけイスラエル)	O P A N A L をモデルとした地域的機関を
	がNPTに加入し、すべての核活動に対して	中心として、チャレンジ査察や相互査察など
	IAEAフルスコープ保障措置を適用すべ	の厳格な査察を課すべき。
	き。	
大量破壊兵器の管理	まずイスラエルが核兵器能力を廃棄すべ	大量破壊兵器の管理はまず最も危険な国家
	き。イスラエルの核兵器能力の脅威が中東に	(例えばイラン、イラクおよびリビア)を対
	存在する間は、中東イスラム諸国が保有する	象に適用すべき。これらの国家の大量破壊兵
	大量破壊兵器能力も廃棄しない。	器が管理された後に、イスラエルに対して大
		量破壊兵器の管理を行う。
中東和平プロセス	イスラエルの核兵器能力は中東における安	非核兵器地帯を設置するためには、まずイ
	全保障上の最大の脅威であり、核兵器の管理	スラエルと敵対するすべての中東イスラム諸
	および非核兵器地帯の設置は、中東和平プロ	国がイスラエルと平和条約を締結すべき。
	セスにおいて最優先で交渉されるべき問題。	

双方の主張は上の表のとおりであるが、中東イスラム諸国は、イスラエルによる核問題 に関する譲歩が、中東和平プロセスの進展や地域的な安定に不可欠であると認識している のに対して、イスラエルは、大量破壊兵器および武力紛争の脅威が存在しないという「真 の」和平が中東に訪れた時にはじめて、中東非核兵器地帯の設置が可能になると認識して いるといえる⁽¹⁹⁾。

(b)中東における大量破壊兵器の拡散

そもそも中東は、1946年のイスラエル建国から現在に至るまで、国家間紛争、内戦ある

(19)中東非核兵器地帯に関する中東イスラム諸国およびイスラエルの双方の主張に関しては以下を参照。Avi Beker, "Peace and Denuclearization: An Israeli Perspective", *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993), pp.144-150.; Helen Leigh-Phippard, *op.cit.*, pp.105-107.; Gerald M. Steinberg, "Middle East Arms Control and Regional Security", *Survival*, Vol.36, No.1 (Spring 1994), pp.127-135.; P. R. Kumaraswamy, "Egypt Needled Israel" *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.17, No.2 (June 1994), p.12.; Joseph. Alpher, "Israel's Security Concerns in the Peace Precess." *International Affairs*, Vol.70, No.2 (April 1994), pp.239-240. いはテロが頻発している地域であり、現在でも武力紛争が発生する危険の高い地域の1つ である。

また中東は、核兵器に加えて、化学兵器および生物兵器といったその他の大量破壊兵器 が拡散している地域でもある。イスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしていないが、 少なくとも核兵器能力を保有しており、すでに約200発の核兵器を保有しているともいわ れている。またイラン、イラク、リビアおよびアルジェリアは、核兵器保有の意思があり、 その開発をすすめていると考えられている。化学兵器に関しては、エジプト、イラン、イ ラク、イスラエル、リビアおよびシリアが保有しており、エジプトが北イエメン内戦で、 イランがイラン - イラク戦争およびクルド人による反乱の際に、それぞれ化学兵器を使用 したと伝えられている。イラクおよびシリアは、生物兵器も保有していると考えられてい る。なお、イスラエルはNPTに加入しておらず、主要なアラブ諸国は化学兵器禁止条約 (CWC)に署名していない。

中東諸国による大量破壊兵器の開発状況に関しては確認されていないものが多いが、イ ラクに関しては、安保理決議687に基づき、国連イラク特別委員会(UNSCOM)に対 してイラクが提出した報告書やIAEAが行った特別査察から、大量破壊兵器の開発状況 が明らかになりつつある。核兵器開発に関しては、核関連工場の建設および大量のウラン 保有をIAEAに申告せず、少量のプルトニウムをすでに分離していたこと、ならびに核 爆発装置の製造目標を1991年4月に定めていたことが明らかになった。また、大量の化学 兵器弾頭を保有していたこと、生物兵器に関してもミサイル弾頭および航空機搭載用爆弾 の開発を行い、湾岸戦争時には実戦配備していたことが確認された⁽²⁰⁾。

中東は、武力紛争が発生する可能性が高く、また大量破壊兵器の拡散が深刻な地域で ある。このため、中東においては核兵器のみならず、他の大量破壊兵器も含めた緊急な管 理が必要といえる。

(20) イラクによる大量破壊兵器の開発状況に関しては以下を参照。David Fischer, *op.cit.*, pp.48-52.; David A. Kay, "Denial and Deception Practices of WMD Proliferation: Iraq and Beyond", *The Washington Quarterly*, Vol.18, No.1 (Winter 1995), p.86.; R. Jeffrey Smith, "Iraq Admits Working on Warheads for Bacteria", *International Herald Tribune*, August 21 1995, p.1.; Barbara Crossette, "Iraqi Buildup in '90 Include Rush to Build Nuclear Bomb", *International Herald Tribune*, August 23 1995, p.2.

(c)現状および課題

非核兵器地帯の設置をはじめとする中東における大量破壊兵器の管理は、中東和平プロ セスの多国間プロセスに設けられた軍備管理・地域的安全保障作業部会(ACRS)で議 論される問題の1つとなった。しかしながら、シリア、レバノン、イラン、イラクおよび リビアといった、中東和平に大きな影響を与える国家が軒並み多国間プロセスに参加して おらず、ACRSでは若干のCBMが合意されるに留まっている。また、1996年のイスラ エル総選挙でリクードが政権を握って以来、中東和平プロセス自体が崩壊する恐れもあり、 中東非核兵器地帯が成立する見込みはほとんど立っていない。

一方で、ACRSの枠外ではあるが、ムバラク・エジプト大統領とペレス・イスラエル 首相(当時)との1995年12月の会談で、イスラエルはレバノンおよびシリアとの平和条約 締結の1年後に非核兵器地帯条約に署名することを約束する代わりに、エジプトが迅速な 非核化のための圧力をかけないことで合意するという、これまでにはない具体的な進展も みられた⁽²¹⁾。

中東では核兵器だけでなく化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器の拡散が進行 していることから、エジプトは1990年に、すべての大量破壊兵器を取り扱う「大量破壊兵 器のない中東地域(the Middle East Zone Free of Weapons of Mass Destruction)」の創設を提案 した。NPT再検討・延長会議で採択された「中東に関する決議⁽²²⁾」でも、「中東のすべ ての国家に、...大量破壊兵器のない中東地域の創設に向けて...適切な措置をとる」ことが 要請された。中東諸国の安全が保証され、かつ中東に存在するすべての大量破壊兵器の不 存在が確保されなければ、いかなる大量破壊兵器の不存在も達成できないであろう。加え て、大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル、さらには通常兵器の管理も考慮する必要が ある。中東における非核兵器地帯の設置は、幅広い軍備、とりわけ大量破壊兵器を包括的 に管理するための措置の1つといえる。

中東のような地域における大量破壊兵器の軍縮・不拡散措置が実現するためには、南ア フリカ共和国による核兵器の廃棄およびアフリカ非核兵器地帯の設置が示したように、地

(21) John Simpson, "The Nuclear Non-Proliferation Regime after the NPT Review and Extension Conference", Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook 1996:* Armament, Disarmament and International Security (Oxford: Oxford University Press, 1996), p.581.

(22) NPT/CONF.1995/L.8, 10 May 1995.

- 16 -

域の安全保障環境が改善されて、地域諸国間の信頼が醸成されるなどにより、関係諸国が 大量破壊兵器オプションによる国家安全保障の強化を得策ではないと認識するに至る状況 が構築される必要があると思われる。そのためには、まずすべての中東諸国が多国間プロ セスに参加して、比較的に論争の少ない問題から議論を開始し、その間に中東諸国の信頼 を醸成すべきである⁽²³⁾。敵対当事国との間に交渉あるいは議論の機会が増大すれば、相 互理解のための機会はより多くなる。相手国の安全保障上の懸念を認識することが最終的 な合意に達する第一歩であり⁽²⁴⁾、多国間プロセス、とりわけACRSは、そのための機 会を与えるフォーラムといえる。地域外の大国が中東和平プロセスを積極的に支援するこ と、ならびに中東地域の安全を保証することも重要であろう。

⁽²³⁾ Weodzimierz Konarski, "The Architecture and Dynamics of Conference on Security and Cooperation in Europe (CSCE)", Shai Feldman and Ariel Levite, eds., Arms Control & the New Middle East Security Environment (Boulder: Westview Press, 1994), p.160.参照。

⁽²⁴⁾ Daniel Frei, "Empathy in Conflict Management", International Journal, Vol.XL, No.4 (Autumn 1985), pp.596-597.参照。

第 部

アジア・太平洋地域における非核兵器地帯

アジア・太平洋地域のなかでは、南太平洋地域および東南アジアに非核兵器地帯が設置 されている。その一方で、南アジアでは核兵器能力を保有する2つの国家が対峙している。 また、北東アジアには核兵器能力の取得を模索する国家、あるいは高度な核関連技術を持 つ国家があり、新たな核兵器の拡散が懸念されている。加えて、中国、ロシアおよび米国 といった核兵器国が、この地域の安全保障に深く関係している。南アジアおよび北東アジ アは、非核兵器地帯の設置が強く望まれている地域でもあり、またそれが多大の困難を伴 う地域でもある。

第 部ではまず、すでに設置されている南太平洋地域および東南アジアの各非核兵器地 帯に関して、設置の背景、非核兵器地帯条約の内容および特徴、ならびに核兵器国の対応 を検討する。次に、非核兵器地帯の設置が望まれる南アジアおよび北東アジアに関して、 その安全保障環境、現在までに行われた地域的な核管理措置、ならびに非核兵器地帯設置 の提案を考察する。

1 すでに設置された非核兵器地帯

南太平洋非核地帯

(a)成立の背景および現状

1975年の国連総会では、南太平洋地域に非核兵器地帯を設置するという構想を支持し、 またその目的を実現するための方法に関して関係国間で協議するよう要請するという、ニ ュージーランドなどが共同提案した決議⁽²⁵⁾が採択された。南太平洋諸国による非核兵器 地帯設置の提案は、ムルロワ環礁をはじめとしたこの地域においてフランスが実施してい た核実験を禁止することが主要な目的であった。

非核兵器地帯の設置に向けた動きは、1983年に豪州で労働党政権が誕生した後に、急速 に進展した。豪州は、1983年の第14回南太平洋フォーラムにおいて、南太平洋非核地帯構 想を提案した。この中で、とくにフランスによる南太平洋地域における核実験の継続、な

⁽²⁵⁾ United Nations General Assembly Resolution 3477(XXX) of 11 December 1975.

らびに日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画に対する反対を表明しており、南太 平洋諸国の懸念が、地域内での核兵器の拡散よりも、むしろ核実験および核による環境破 壊であることを明確にしている。

条約の作成にあたり、米国との間で、核兵器搭載艦船などの通過および寄港に関して問題となったが、条約ではこれらを禁止しないという豪州の提案が支持されたため、最終的な合意への障害は除去された。南太平洋非核地帯条約は、1985年8月の第16回南太平洋フォーラムにおいて採択され、署名のために開放された。条約の署名が行われたクック諸島の地名をとって、ラロトンガ(Rarotonga)条約と称されている⁽²⁶⁾。

(b)ラロトンガ条約の特徴

ラロトンガ条約では、その名称および条文の中で、非核兵器地帯ではなく「非核地帯」 という言葉が用いられている。これは、条約で定められた義務が、核兵器に関連する活動 だけでなく、その他の核関連活動にも及ぶためである。また条約では、締約国の領域に加 えて、附属書1の添付地図で示された広い範囲の公海が非核地帯に含まれている。

ラロトンガ条約の特徴としては、以下の5点があげられる。

第1に、禁止される対象を、核兵器だけでなく、「その使用の目的のいかんにかかわらず、あらゆる核兵器または核エネルギーを解放することのできる(第1条a)」核爆発装置と定めている(第3条)。これにより、平和目的核爆発も明示的に禁止された。

第2に、南太平洋地域を核による環境破壊から保護するために、放射性廃棄物および他の放射性物質を、締約国の領域内だけでなく地帯内の「いかなる海洋にも」投棄しないこと、締約国の領海においていかなる者による投棄をも防止すること、ならびに地帯内の海洋のいかなる場所においても、いかなる者による投棄をも援助し奨励するいかなる行動もとらないことなどが規定された(第7条)。

第3に、締約国が核物質および核関連施設を輸出する場合に、輸入国である核兵器国および非核兵器国に対して、その核物質および核関連施設への保障措置の適用を義務付けている(第4条a)。これは、核輸出管理の世界的なレジームである核供給国グループの決定を地域のイニシアティブによって強化するものである。実際的な効果としては、例えば

⁽²⁶⁾ ラロトンガ条約成立までの背景および進展に関しては以下を参照。黒澤満「現代軍編国際法」西村書店、1986年、109-110頁。; Paul F. Power, "The South Pacific Nuclear-Free-Zone", *Arms Control Today*, Vol.17, No.1 (January/February 1987), p.8.

オーストラリアが輸出するすべてのウランに対する保障措置の適用が確保されたことがあ げられる⁽²⁷⁾。

第4に、締約国による義務の遵守を確保するための管理制度に関しても、第9条に規定 された報告および情報交換、第10条および附属書4(1)に規定された協議、附属書2に 規定されたIAEA保障措置の適用、ならびに附属書4に規定された苦情申立て手続きが 設けられており、包括的な内容となっている(第8条2項)。苦情申立て手続きに関して は、他の締約国が条約上の義務に違反しているとの苦情申立てにより、これが正当と認め られる場合には、関連するいかなる情報および場所への完全かつ自由なアクセスが可能な、 チャレンジ査察を実施できることが規定されている。南太平洋地域には核兵器の開発を模 索する国家はなく、核兵器拡散の危険は少ないことから、苦情申立て手続きは、秘密の核 活動を発見するための措置というよりも、むしろ締約国間の信頼譲成措置(CBM)とし て規定されたといえる。

第5に、核兵器搭載艦船および航空機の通過あるいは寄港に関して、明確に規定された。 公海上の活動に関しては、ラロトンガ条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利 または権利行使を害するものではなく、いかなる方法でも影響を与えない(第2条2項)。 また、締約国の領域内における外国の船舶および航空機による寄港、領空の通過、ならび に無害通航、群島航路帯通航または海峡の通過通航の権利に含まれない方法での外国の船 舶による領海または群島水域の通行を許可するか否かは、各締約国が自由に決定できる(第 5条2項)。すなわち、核兵器搭載艦船および航空機による公海上および領域内の通過お よび寄港は、条約では制限されないこととなった。

(c) 議定書および核兵器国の対応

ラロトンガ条約では、議定書1で条約の適用範囲に属領を持つ国家による条約の義務の 遵守を、議定書2で消極的安全保障を、また議定書3で地帯内における核実験の禁止を規 定した。議定書1は、フランス、英国および米国に対して署名のために開放されている。 また議定書2および3は、核兵器国に対して署名のために開放されている。議定書3に関 しては、核実験の禁止が独立した議定書で規定されていること、ならびに禁止の範囲が条

⁽²⁷⁾ Gary T. Gardner, *Nuclear Nonproliferation: A Primer* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, 1994), p.62.

約の締約国の領域内だけでなく、公海を含む「地帯内」であることに、核実験に反対する 南太平洋諸国の意思が明確に表れている⁽²⁸⁾。

核兵器国に対して署名のために開放された議定書を、ソ連は1988年に批准し、その翌年 には中国も批准したが、フランス、英国および米国による署名までには年月を要した。

フランスが議定書に署名しなかったのは、核実験をフランス領の南太平洋地域において 実施していたこと、ならびに核実験に関するモラトリアムを行っていたときにも、核実験 を再開する余地を残しておくという政策をとってきたことがその理由である。米国に関し ては、核兵器搭載艦船の寄港を禁止したニュージーランドの非核法に反対していたこと、 レーガンおよびプッシュ政権当時、自国の核兵器オプションを制限する文書には反対する という方針があったこと、ならびにフランスによる核実験の実施に対して、フランスある いは南太平洋諸国のいずれにも賛成しかねていたことなどがあげられている⁽²⁹⁾。

しかしながら、米国が1991年にすべての海洋配備戦術核兵器を撤去すると発表したこと、 米国とニュージーランドとの間の関係改善がすすんだこと、ニュージーランドが非核法を 再考する用意があると述べたこと、ならびにフランスの核実験が1996年1月に終了したこ とにより、議定書への署名を拒否してきた3カ国は、1996年3月に署名した。

東南アジア非核兵器地帯

(a)成立の背景および現状

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、インドネシアのイニシアティブにより、1971年 に東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)に関するクアラルンプール宣言を発 表した。この中で、東南アジアにおける非核兵器地帯の設置は、ZOPFANの重要な構 成要素の1つと位置付けられた。

しかしながらASEANによる非核兵器地帯の提案は、核抑止ドクトリンを損うもの、 ならびに他の地域に受け入れられない先例をつくるものとみなしていた核兵器国によって

(29) 黒澤満「アジアの地域安全保障と非核兵器地帯」前掲論文、9頁。; Keith Suter, "Treaty of Rarotonga: U.S. Signs on at Last", *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.52, No.2 (March/April 1996), p.12.参照。

⁽²⁸⁾ 黒澤満「非核兵器地帯と仏核実験」『経済往来』第48巻第2号(1996年2月),60-61頁。参照。

反対された⁽³⁰⁾。加えて冷戦時には、東南アジアも東西対立の枠組みに組み込まれていた こと、ならびに米国およびソ連の核兵器がこの地域に配備されていたことから、非核兵器 地帯の設置は実現しなかった⁽³¹⁾。

非核兵器地帯の設置に向けて再び大きく動き出したのは1992年である。この年のASE AN首脳会談では、非核兵器地帯の構想を検討し、構築することを決定した。その背景に は、冷戦が終結したこと、ならびにスプラトリー(南沙)諸島の領有権をめぐる東南アジ ア諸国と中国との間の対立が一段と表面化してきたことがあげられる。

米国は、インドネシアに宛てた1995年2月の書簡の中で、米国が設けた非核兵器地帯を 支持するための「7項目の基準」に合致する限り、東南アジアにおける非核兵器地帯の設 置に賛成する用意があると述べた⁽³²⁾。東南アジアにおける非核兵器地帯の設置に積極的 でなかった米国から支持を得たと判断した東南アジア諸国は、同年の第29回ASEAN常 設委員会会議で、条約の最終テキストに合意したと発表した。同年12月15日、ASEAN 首脳会談において、東南アジア非核兵器地帯条約は署名のために開放された。条約は、A SEAN加盟7カ国、ラオス、カンボジアおよびミャンマーに対して開放され、これら10 カ国はすべてこの日に署名し、1997年3月27日に効力を発生した。この条約は、署名地に ちなみバンコク条約と称される。

(b)バンコク条約の特徴

バンコク条約は、主としてラロトンガ条約をモデルとして作成された。地帯内における 放射性廃棄物および放射性物質の投棄を禁止したことなど、多くの規定はラロトンガ条約 と類似している。また「核兵器」は、「核エネルギーを制御されない方法で放出すること ができるいかなる爆発装置(第1条c)」と定義され、これは平和目的核爆発も含むと解

(30) Nugroho Wisnumurti, "National Security and Regional Arms Control in Asia-Pacific : Code of Conduct for Naval Forces", United Nations Department of Political Affairs ed., *Disarmament Topical Papers 13: National Security and Confidence-Building in the Asia-Pacific Region* (New York: United Nations, 1993), p.91.

(31)黒澤満「アジアの地域安全保障と非核兵器地帯」前掲論文、10頁。参照。

(32) U.S. Arms Control and Disarmament Agency, *Threat Control Through Arms Control: Annual Report to Congress 1995* (Washington D.C.: U.S. Arms Control and Disarmament Agency, 1996), p.10.

釈できる(33)。

バンコク条約の特徴としては、以下の2つがあげられる。

1つは条約の適用範囲であり、東南アジア非核兵器地帯には、締約国の領域に加えて、 大陸棚および排他的経済水域が含まれる(第1条a)。トラテロルコ条約およびラロトン ガ条約でも非核兵器地帯に公海が含まれているが、大陸棚および排他的経済水域と特定し たのはバンコク条約がはじめてである。条約の締約国に対して、その領域内だけでなく「地 帯内」でも適用される義務は、核兵器の開発、製造、取得、管理、保有、配置、輸送、実 験および使用の禁止(第3条1項)、ならびに放射性物質および廃棄物の投棄の禁止(第 3条4項)である。

もう1つの特徴は、管理制度の1つとして第10条で規定され、第13条および附属書でそ の詳細が定められた「事実調査団(a fact-finding mission)」である。締約国は、条約の遵守 について、曖昧なあるいは疑念の生じている状況を明確にし、または解決するために、他 の締約国に対して事実調査団を派遣するよう、執行委員会(第9条)に要請する権利を有 する(第13条および附属書第1条)。締約国の要請が認められた場合には、執行委員会は、 事実調査団を受け入れる国家に派遣の日時を通告しなければならない(附属書第4条)。 事実調査団を受け入れる国家は、問題となっている場所への妨害のないアクセスを与えな ければならないが(附属書第5条)、機微な施設を防護する措置、あるいは条約に関連し ない機密の情報およびデータの公開を防止する措置を行う権利を有している(附属書第6 条)。

派遣の日時が設定されること、ならびに完全かつ自由なアクセスは認められていないこ とから、バンコク条約で規定された事実調査団の派遣は、チャレンジ査察の実施とはいえ ない。コーサ(Cossa)は、「(バンコク条約では)平和的手段を通じた政治的対話が、法 的手続きよりも優先的に用いられ」ており、「事実調査団の機能は、その任務を柔軟に遂 行できるよう緩やかに規定されている⁽³⁴⁾」と分析している。

(33) トラテロルコ条約では「核兵器」を、「核エネルギーを制御されない方法で放出することができる装置であって、戦争目的に使用することに適した一群の性質を有す るもの」と定義されている。このため、トラテロルコ条約の下では、戦争目的でない核爆発装置は「核兵器」に含まれない。

(34) Ralph A. Cossa, "Promoting Nuclear Disarmament: Nuclear Weapons Free Zones and Other Measures", remarks prepared for the Third United Nations Conference on Disarmament Affairs, Hiroshima, Japan, July 17-20, 1996, p.6.

(c) 議定書および核兵器国の対応

核兵器国に対して開放された議定書では、核兵器国の義務として、バンコク条約を尊重 し、条約および議定書に違反するような行動に寄与しないこと(第1条)、ならびに消極 的安全保障(第2条)が定められた。

議定書第2条は、「(議定書の)締約国は、条約の締約国に対して核兵器の使用または 使用の威嚇をしないことを約束する。さらに、(議定書の締約国は)東南アジア非核兵器 地帯の中で(within the Southeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone)核兵器の使用または使用の 威嚇を行わないことを約束する」という内容である。

この条文の前半部分は、他の非核兵器地帯条約の議定書でも規定され、核兵器国から受 け入れられている一般的な消極的安全保障を定めたものである。一方で、後半部分の規定 は曖昧である。例えば、地帯内における、条約の締約国でない国家に対する核兵器の使用 あるいは使用の威嚇も禁止されると解釈できる。また、条約の締約国が、領域内ではない が非核兵器地帯の適用範囲内にある海洋および上空における核兵器搭載艦船あるいは航空 機の存在を「威嚇」であると主張することも不可能ではない。適用範囲との関連では、「大 陸棚や排他的経済水域に対する沿岸諸国の主権行使には一定の制約が加えられており、東 南アジア諸国がこのように核兵器の使用禁止を課すことまで許されるのか⁽³⁾」という問 題もある。

核兵器国は現在に至るまで議定書に署名しておらず、主に米国および中国が、条約およ び議定書の内容に反対している。

米国の主張は次の2つである。1つは、適用範囲に大陸棚および排他的経済水域が含ま れたことに関して、条約は「国連海洋法条約に一致せず、また非核兵器地帯を支持するた めの米国の基準も満たさない⁽³⁶⁾」という点である。もう1つは、「議定書の消極的安全保 障は地帯全体に適用されるため、…条約の締約国となることなく、核兵器国より提供され

⁽³⁵⁾小川伸-『核」軍備管理・軍縮の行方』 芦書房、1996年、259頁。

⁽³⁶⁾ Zachary S. Davis, "The Spread of Nuclear-Weapon-Free Zone: Building a New Nuclear Bargain", *Arms Control Today*, Vol.26, No.1 (February 1996), p.17.

る(消極的)安全保障の利益を得る地帯内の国家を認めることになる⁽³⁷⁾」という点であ る。米国は、特に消極的安全保障に関して、議定書の文言を明確にするよう求めている。

中国に関しては、適用範囲に大陸棚および排他的経済水域が含まれたことにより、東南 アジア諸国との間で領有権に関して対立が継続しているスプラトリー諸島が非核兵器地帯 の一部となることに反対している。中国はこれまで、他の地域の非核兵器地帯条約の議定 書には速やかに署名してきたが、バンコク条約に対しては、自国の国益が強く絡む問題で あり、スプラトリー諸島が非核兵器地帯に含まれる限り、議定書への署名の可能性は低い ように思われる。

条約の適用範囲に大陸棚および排他的経済水域を含めたことは、「中国が…南シナ海に 核兵器を配備しないことを確保したい⁽³⁸⁾」という東南アジア諸国の意思を表したもので ある。このため東南アジア諸国は、条約の改正には応じられないと主張している。しかし ながら、議定書の改正には柔軟な姿勢を見せており、核兵器国による議定書への署名を可 能にすべく、米国と東南アジア諸国との間で議定書の改正に関する協議が継続されている。

2 非核兵器地帯の設置が模索されている地域

南アジア

(a)インドおよびパキスタンの核兵器開発

南アジアにおける核問題の焦点は、NPTに加入せず、また一部の施設を除いてIAE A保障措置の受諾を拒否している、インドおよびパキスタンという2つの核敷居国に当て られている。両国とも核兵器の保有を否定しているが、インドは1974年に核爆発実験を成 功させたこと、パキスタンの高官が核兵器製造能力の保有をたびたび公言していること、 ならびに両国ともウラン濃縮施設あるいはプルトニウム再処理施設を含む高度な核関連施 設を持っていることなどから、両国は少なくとも核兵器能力を保有していると考えられて いる。

インドの核兵器開発は、1962年の中印国境紛争での敗北、ならびに1964年の中国による 核兵器開発の成功を誘因として、インドに対して通常戦力でも優勢な中国に対する抑止力

(38) Ralph A. Cossa, op.cit., p.10.

⁽³⁷⁾ Evans S. Medeiros, "Southeast Asian Countries Agree to Create Nuclear-Weapon-Free Zone", *Arms Control Today*, Vol.25, No.10 (December 1995/January 1996), p.23.

を確保することが目的であると分析されている。一方でパキスタンは、カシミール地方を めぐる1971年の印パ紛争での敗北、ならびにインドによる核爆発実験の成功を誘因として、 パキスタンに対して通常戦力でも優勢であるインドに対する抑止力の確保を目的として、 核兵器の開発を決定したと考えられている⁽³⁹⁾。

(b)三極の核の対立とCBMの現状

前述のように、パキスタンはインドに対する抑止力として、またインドは中国に対する 抑止力として、それぞれ核兵器能力を開発してきた。南アジアにおける核問題の大きな特 徴は、地域諸国であるインドおよびパキスタンに加えて、核兵器国である中国が深く関係 して、三極の核の対立を構成していることである。インド - パキスタン間および中国 - イ ンド間の関係改善が模索されているが、とくに核問題に関しては、必ずしも進展している とはいえない。

南アジアにおける唯一の核管理措置は、インドおよびパキスタンが1988年にお互いの核施設を攻撃しないことで合意したこと、ならびにこれに関連して1992年に原子炉、研究所および濃縮施設のリストを交換したことである⁽⁴⁰⁾。しかしながら、1994年以降は両国間で公式な会談は行われておらず、新たな二国間措置あるいは地域的措置は成立していない。

中国 - インド間関係に関しては、1996年11月に中印国境問題に関する協定が締結され、 その中で、いかなる手段の武力行使もしないこと、あるいは一定兵力以上の軍事演習を実 施しないことなどといったCBMが定められた。しかしながら核問題に関しては、お互い の主張を繰り返すのみで、実質的な議論には至っていない。

(c)南アジアにおける非核兵器地帯の設置に向けて

地域における「核兵器の完全な不存在」を確保し、また核兵器国から消極的安全保障な どの義務を引き出せる非核兵器地帯は、南アジアにおいても有効な核不拡散措置であり、

(39) インドおよびパキスタンによる核兵器開発の動機に関しては以下を参照。 John Simpson and Darryl Howlett, "The NPT Renewal Conference: Stumbling toward 1995", *International Security*, Vol.19, No.1 (Summer 1994), pp.51-52.; Mario E. Carranza, "Rethinking Indo-Pakistani Nuclear Relations: Condemned to Nuclear Confrontation?", *Asian Survey*, Vol.XXXVI, No.6 (June 1996), pp.564-565.

(40) Gerald M. Steinberg, "Beyond NPT", Technology Review, Vol.99, No.4 (May/June 1996), p.65.

「二国間あるいは地域的な不拡散体制のない現状が継続すれば、次の印パ危機は核のレベ ルにエスカレートする⁽⁴¹⁾」恐れがあるこの地域で、核戦争の危険を回避するための有益 な措置でもある。

1974年の国連総会では、パキスタンの提案による、南アジアに非核兵器地帯を設置すべ きであるという決議⁽⁴²⁾が採択された。同様の国連決議はその後も毎年採択されている。1996 年にも、「南アジアにおいて非核兵器地帯を設置するための、すべての可能な努力を継続 し、その目的に反するいかなる行動も慎むよう、南アジア諸国に強く要請する⁽⁴³⁾」とい う決議が採択された。またパキスタンは、インドがNPTに加入すれば自国もNPTに加 入すると主張しており、加えてIAEA保障措置の受諾あるいは相互査察の実施、核戦争 の放棄、ならびに南アジアにおける核実験の禁止といった地域的措置を提案している⁽⁴⁴⁾。

非核兵器地帯の設置をはじめとした核不拡散に関連する地域的措置の提案に対して、イ ンドは一貫して反対している。インドはその理由として、南アジアに非核兵器地帯を設置 するというコンセンサスが得られていないこと、核不拡散は地域的な問題ではなく世界的 なものであり、非核兵器地帯の設置という地域的な措置だけでは十分でないこと、ならび にパキスタンの提案はインドの中国に対する安全保障上の懸念に言及していないことをあ げてきた⁽⁴⁵⁾。

しかしながら、インドが核不拡散を世界的な問題であるとして地域的措置を拒否してい ることは、核兵器能力を保持し続けるための口実と思われる。インドが核オプションを保 持する最大の要因は中国の脅威であり、南アジアにおける核問題の解決には、インド - パ キスタン間に加えて、中国 - インド間の関係改善が必要である。核不拡散に関する地域的 措置を拒否しているインドも、中国 - インド間関係が改善され、中国からの核兵器の脅威 だけでなく軍事的脅威が大きく低減されれば、地域的措置を受け入れるかもしれない。

(41) Mario E. Carranza, op.cit., p562.

⁽⁴²⁾ United Nations General Assembly Resolution 3265B(XXX) of 9 December 1974.

⁽⁴³⁾ United Nations General Assembly Resolution 51/42 of 10 December 1996.

⁽⁴⁴⁾ Neil Joeck, "Tacit Bargaining and Stable Proliferation in South Asia", *The Journal of Strategic Studies*, Vol.13, No.3 (September 1990), p.72.参照

⁽⁴⁵⁾ David Fischer, *op.cit.*, p.190.; Sumit Ganguly, "Arms Control in South Asia: History and Prospects", *Defense Analysis*, Vol.12, No.1 (April 1996), p.72.参照。

中国は、南アジアに限らず他の地域に対しても、非核兵器地帯が設置されること自体に は賛成している。しかしながら、自国領域内の核兵器および核能力が制限されることには 反対している⁽⁴⁶⁾。南アジアにおける非核兵器地帯に中国の領域の一部を含めることは現 実的とはいえないが、中国に対して、パキスタンへの核関連およびミサイル技術関連の支 援を停止するよう求めることはできるであろう。また、中国とインドとの間で軍事面だけ でなく政治面あるいは経済面など幅広い分野でCBMをすすめ、最終的に武力行使の禁止 などを含んだ平和条約の締結を目指すことは可能と思われる。

核問題に関するインド - パキスタン関係は、前述のようにパキスタンが地域的措置を提 案し、インドがこれを拒否するという構図が継続している。そのパキスタンの提案も、「パ キスタンはインドがそれらに反対することを知っているため、パキスタンの提案は(パキ スタンにとって)何ら損害のないもの⁽⁴⁷⁾」であった。パキスタンの提案は、南アジアに おける核問題を解決するための基礎とはなるであろうが、中国 - インド間と同様にインド - パキスタン間でも、まずは両国間の信頼醸成が進められる必要がある。その結果、核の 分野において、例えば二国間での核実験の禁止、核兵器の先制不使用、さらに進めて核戦 争の放棄が合意されれば、相互の核に対する疑念を大きく緩和するであろう。また、領土 紛争を平和的手段で解決するという合意は、核戦争のみならず、武力紛争の可能性を大き く低減させるものである。

インドおよびパキスタンともに政治的に安定しているとはいえず、また両国間の対立の 根は深いことから、非核兵器地帯の設置はもとより、これらのCBMや核管理に関する合 意が容易に実現することすら期待できない。南アジアにおける包括的な核管理に向けて、 関係諸国および国際社会の努力の強化が強く望まれるところである。

北東アジア

(a)北東アジアにおける核をめぐる問題

北東アジアにおける非核兵器地帯の設置に関しても、後述のように様々な案が提示され ているが、これらの考察の前提として、この地域における核をめぐる現状を概観する必要

⁽⁴⁶⁾ J. Mohan Malik, "China's Unprincipled Stand on Nuclear Disarmament", *Pacific Research*, Vol.7, No.4 (Norvember 1994), p.9.

⁽⁴⁷⁾ Mario E. Carranza, op.cit., p565.

があろう。

第1に、北東アジアにおける非核兵器国または地域は、日本、韓国、北朝鮮、モンゴル および台湾であるが、このうち日本、韓国および台湾は、核兵器取得の意思はないものの、 高度な核関連施設を持ち、核兵器を製造する潜在能力を有していること、また北朝鮮は、 核兵器の取得を意図し、その開発をすすめてきたと考えられていることである。第2に、 核兵器国のうち域内国である中国はもとより、ロシアおよび米国も、北東アジアの安全保 障に深く関わっていることである。

北朝鮮が、北東アジアにおいて核兵器の取得を最も懸念されているという事実は、この 地域の核問題の中心をなすといえる。北朝鮮は、1985年にNPTに署名し、1991年にIA EA保障措置協定を締結した。IAEAは、1992年5月から北朝鮮に対する特定査察を開 始したが、核物質の転用の疑いがあるとして、1993年2月に北朝鮮に対して特別査察の受 諾を要請した。これに対して北朝鮮は、特別査察の受諾を拒否し、さらにNPTからの脱 退を通告した。NPTからの脱退は、米国と北朝鮮の協議の後、1993年6月に一時停止さ れた。また1994年2月には、北朝鮮とIAEAとの間で、北朝鮮が申告した施設に対する 査察の再開が合意された⁽⁴⁸⁾。しかしながら、北朝鮮は依然として特別査察の受諾を拒否 していること、あるいはIAEAに申告していない秘密の原子炉やプルトニウム再処理施 設の存在または建設が伝えられていることなどから、北朝鮮の核兵器開発の疑いは消えて いない。

北朝鮮による核兵器の取得は、朝鮮半島の軍事的緊張を高め、北東アジアの安全保障環境を悪化させる。加えて、北朝鮮の核兵器に対する抑止力を確保するために、日本および 韓国がその非核政策を再考し、核兵器の取得を決定するかもしれないという懸念すら抱か れかねない⁽⁴⁹⁾。

(48) 北朝鮮とIAEA保障措置をめぐる問題に関しては以下を参照。黒澤満「国際原子力機関の核査察と国連安全保障理事会」『国際問題』No.414(1994年9

月), 8-11頁, ; Man-Kwon Nam, "The North Korean Nuclear Issue and Requisite Verification Mechanisms", Steven Mataija, ed., *Non-Proliferation and Multilateral Verification: The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT)* (Toronto: Centre for International and Strategic Studies, 1994), p.205-208.

(49) 例えば以下を参照。Andrew Mack, "North Korea and the Bomb", Foreign Policy, No.83 (Summer 1991), pp.96-99.; Man-Kwon Nam, op.cit., p.206.; Barry Buzan and Gerald Segal, "Rethinking East Asian Security", Survival, Vol.36, No.2 (Summer 1994), pp.10-11.

その一方で、1990年代に入り、北朝鮮の核問題をめぐり2つの重要な展開が見られた。 すなわち、朝鮮半島非核化共同宣言および枠組み合意(the Agreed Framework)である。

朝鮮半島非核化共同宣言は、1991年12月に韓国と北朝鮮との間で署名され、翌年2月に 批准書が交換された。非核化共同宣言では、核兵器の実験、製造、生産、受領、保有、貯 蔵、配備および使用の禁止(第1条)、原子力を平和目的のみに利用すること(第2条)、 ウラン濃縮施設およびプルトニウム再処理施設の保有の禁止(第3条)、相互査察の実施 (第4条)、査察を実施する機関としての南北核管理委員会の設置(第5条)および宣言 の効力発生の要件(第6条)が定められた。非核化共同宣言には、朝鮮半島の非核化を定 めただけでなく、ウラン濃縮およびプルトニウム再処理を禁止したこと、ならびに相互査 察の実施を定めたことなど、これまでに成立した非核兵器地帯条約よりも厳格な措置が盛 り込まれている。

非核化共同宣言の成立後、韓国および北朝鮮は相互査察に関して、直接関連する施設を 査察すること、査察対象を決定するための合意が必要であること、ならびに査察の種類お よび手続きのために合意する必要があることなどで合意した⁽⁵⁰⁾。しかしながら、相互査 察をめぐっては以下のような対立点があり、その実施には至っていない。第1に、韓国は、 早期に査察を実施するために、まず査察の手続きに関して合意すべきと主張しているのに 対して、北朝鮮は非核化共同宣言を履行するための包括的な合意を結ぶべきと主張してい ることである。第2に、韓国が民生用および軍事用の施設に対する相互ベースの査察を提 案しているのに対して、北朝鮮は米軍の施設に対して査察を実施する権利を要求している ことである。第3に、韓国が特別査察あるいはチャレンジ査察が重要と主張しているのに 対して、北朝鮮はそれらの査察を非核化共同宣言の内容を越えた査察であるとして拒否し ていることである⁽⁵¹⁾。

枠組み合意は、1994年10月に米国と北朝鮮との間で締結され、北朝鮮がNPTからの脱 退を通告した後、核問題を中心に二国間で協議した結果、成立したものである。

⁽⁵⁰⁾ Man-Kwon Nam, op.cit., p.213.

⁽⁵¹⁾ Seo-Hang Lee, "Approaches to Regional Security and Arms Control in North-East Asia: Tasks Ahead", United Nations Department for Disarmament Affairs, ed., *Disarmament Topical Papers 11:* Disarmament and Security Issues in the Asia-Pacific Region (New York: United Nations, 1992), p.100.蒙

枠組み合意では、北朝鮮の義務として、黒鉛減速炉およびその関連施設を凍結し将来的 には廃棄すること、IAEA保障措置を再開しIAEA保障措置協定を遵守すること、N PTから脱退しないこと、ならびに非核化共同宣言が履行されるための措置を行うことな どが定められた。また米国に対しては、北朝鮮に対して2基の軽水炉を供給すること、そ のための国際コンソーシアム⁽⁵²⁾を組織すること、代替エネルギーとして北朝鮮に年間50 万トンの重油を供与すること、ならびに北朝鮮がIAEA保障措置協定の義務を遵守する 限り、核兵器の使用あるいは使用の威嚇をしないことなどが規定された。枠組み合意では さらに、原子力平和利用の分野で協力するための二国間合意を締結すること、貿易および 投資に対する障壁を除去すること、両国の首都に連絡事務所を開くこと、ならびに二国間 関係を大使レベルに格上げすることも合わせて規定された。これらの措置は、枠組み合意 で定められたタイムテーブルに沿って履行される。

合意枠組みに対しては、様々な側面から批判があがっている。第1に、北朝鮮の過去の 核活動に対する措置は規定されておらず、事実上不問に付されたことである。第2に、北 朝鮮が軽水炉あるいは重油といった「目に見える」利益を得るのに対して、米国は北朝鮮 による核兵器開発の中止や朝鮮半島の緊張緩和といった、目に見えず、また先行きも不透 明な譲歩しか北朝鮮から得られなかったことである。第3に、北朝鮮に対して多額の援助 を行うことになるが、核兵器開発を交渉の取引に使い、経済的利益を得るという悪例を残 したことである。第4に、北朝鮮が枠組み合意を履行する保証はなく、米国にさらなる譲 歩を求める恐れがあることである。第5に、北朝鮮は軽水炉建設の完了後にIAEA保障 措置協定の完全な遵守をすればよく、その間、北朝鮮は特別査察の実施を拒否できること

(52) この国際コンソーシアムとして、1995年3月に、日本、韓国および米国を中心として、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)が設立された。同年12月には、 北朝鮮とKEDOとの間で契約が結ばれ、北朝鮮に2基の軽水炉を供与すること、そのためのコストは総額45億ドルになること、ならびに北朝鮮が枠組み合意で定められた義務 を遵守することなどが定められた。1997年1月には、北朝鮮が軽水炉建設のために労働者および用地を提供するという内容の2つの議定書に署名し、KEDOの法的地位、通 信および輸送に関する議定書とあわせて、軽水炉建設準備作業に必要な5つの議定書がすべて署名された。

(53) 枠組み合意に対する批判に関しては以下を参照。Kathaleen C. Bailey, "North Korea: Enough Carrots, Time for the Stick", *Comparative Strategy*, Vol.13, No.3 (1993), pp.142-143.; Christopher W. Hughes, "The North Korean Nuclear Crisis and Japanese
(55)朝鮮半島非核兵器地帯の構想に関しては以下を参照。Ralph A. Cossa, *op.cit.*, pp.9-10.; Dingli Shen, "Engaging the DPRK in a Verifiable Nuclear Weapon-Free Zone: Addressing Nuclea

高度な核関連技術および施設を保有しており、国際社会からは、核兵器開発に向かうので はないかと懸念も提起されている。モンゴルに関しては、核兵器開発の意思も能力も持た ず、独自の非核政策をとっている。しかしながらモンゴルには、日本および朝鮮半島との 間に中国を挟むという地理的な制約がある。台湾に関しては、台湾の独立および主権を認 めない中国の立場からみて、中国が台湾を含む非核兵器地帯を認める可能性はまずないで あろう。非核兵器地帯は核兵器国からの支持が不可欠との観点からも、台湾を含めること には難があると思われる。

米国が非核兵器地帯に対する支持の条件としてあげているように、「地域のすべての重要な国家が、非核兵器地帯に参加すべきである」ということからも、以上の3つの案の中では、日本、韓国および北朝鮮の3カ国を中心とした北東アジア非核兵器地帯の設置が、 比較的には現実的といえる案ではないかと思われる。

(c)北東アジア非核兵器地帯の問題点

北東アジア非核兵器地帯の設置をめぐっては、以下のような問題についても考慮する必 要があろう。

第1に、ウラン濃縮およびプルトニウム再処理の問題である。朝鮮半島非核化共同宣言 では、これらの活動が完全に禁止された。プルトニウムは核兵器への転用が比較的容易で あることから、核不拡散の観点からは、とりわけ北朝鮮によるプルトニウム再処理に関連 する活動を禁止することが望ましい。一方で、日本はプルトニウムを燃料とする高速増殖 炉の研究および開発を推進している。日本がプルトニウムの利用に関する原子力政策を変 更しない限り、これを禁止する試みを受け入れる可能性は低いと思われる。

しかしながら、非核兵器地帯は「核兵器」に関連する国家の活動を禁止するものであり、 地帯内の国家が原子力平和利用を制限される必要はない。また、ウラン濃縮およびプルト ニウム再処理に関して、非核化共同宣言での禁止はそのままとしつつも、非核兵器地帯で は言及しないことも可能であろう。

第2に、航行の自由の権利、ならびに通過、寄港あるいは上空飛行の権利に関する問題 である。これは、北東アジアにおける核兵器搭載艦船および航空機の行動の自由を確保し たいという理由から、米国が懸念する点である。

公海における航行の自由の権利に関しては、非核兵器地帯条約の適用範囲に公海を含め ないこと、ならびに非核兵器地帯条約に国連海洋法条約で認められた国家の権利および権

- 34 -

利行使を害しないと明記することで、米国の懸念は大きく緩和される。また、地帯内の国 家の領域における外国の船舶および航空機の通過、寄港あるいは上空通過の権利について は、非核兵器地帯条約ではその決定を締約国に委ねることとしつつ、日本および韓国が現 在の政策を継続すれば、問題はないように思われる。

第3に、現存の安全保障取り決めおよび核兵器国から提供される消極的安全保障の問題 である。現在、日本および韓国は個別に米国との間で安全保障条約を締結している。一方 で、非核兵器地帯を設置することにより、地帯内の国家には核兵器国より消極的安全保障 を提供されることになる。

米国との間に安全保障取り決めを結んでいる国家が非核兵器地帯に含まれる例は、オー ストラリアなどの例もあり、このような国家を含む地域に非核兵器地帯を設置すること自 体は、現存の安全保障取り決めを害するものとはいえない。

また北朝鮮に対しては、米国は枠組み合意の中で、「北朝鮮がIAEA保障措置協定の 義務を遵守する限り」という条件を付けながらも、消極的安全保障を提供することに同意 した。また核兵器国は、化学兵器あるいは生物兵器を保有していると思われる国家を適用 範囲に含んでいるペリンダバ条約の議定書に署名している。

これらのことから、北東アジアにおける安全保障取り決めを害することなく、この地域 に非核兵器地帯を設置して核兵器国が消極的安全保障を提供することは可能であるといえ る。

(d)非核兵器地帯設置のための枠組み

非核兵器地帯の設置に大きな役割を果たすのは、地域的機関である。アジア・太平洋地 域だけをみても、南太平洋フォーラムあるいはASEANが、その地域における非核兵器 地帯の設置あるいは非核兵器地帯条約の作成に積極的な役割を担ってきた。

現在、アジア・太平洋地域で非核兵器地帯の設置が望まれているのは、北東アジアおよ び南アジアである。これらの地域には、地域的な安全保障枠組みはこれまで存在しなかっ た。しかしながら、北東アジアでは、この状況は変わりつつある。

1994年には、アジア・太平洋地域の安全保障および信頼醸成を準政府レベルで協議する 安全保障レジームであるアジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)が設立された。C SCAPは準政府レベルの地域フォーラムではあるが、北朝鮮あるいは中国を含む北東ア ジアの主要な国家がすべて参加するに至ったことにより、北東アジアにおける本格的なC

- 35 -

B Mを推進する枠組みになることが期待できる。また非核兵器地帯の設置には、地域諸国 間の信頼醸成に加えて、緊密な協議あるいは議論が必要である。CSCAPは、北東アジ アの非核兵器国に加えて、中国、ロシアおよび米国という核兵器国も加盟している。非核 兵器地帯の設置には、核兵器国との協議、ならびに核兵器国による支持が不可欠であるこ とからも、北東アジアにおける非核兵器地帯設置のための枠組みとして活用できる。

また近年、アジア原子力共同体(ASIATOM)の設立が提案されている。原子力発 電への需要が高まっているアジアにおいて、「原子力の平和利用を推進しながらも核兵器 への転用を防止し、核不拡散体制を強化⁽⁵⁷⁾」することを目的としたものである。ASI ATOMが地域的な検証を実施できる機関となれば、地域諸国の原子力活動に対する透明 性が増すため、地域諸国間の信頼はより強化される。

CSCAPおよびASIATOMは、地域諸国の信頼を醸成し、また北東アジアにおける非核兵器地帯の設置に向けた協議や議論を行うための、適切な枠組みといえる。

第部

現存する非核兵器地帯条約の比較一覧

項	目	ラテンアメリカ核兵器禁止条約	南太平洋非核地帯条約	東南アジア非核兵器地帯条約	アフリカ非核兵器地帯条約
署名・効力発生		署名:1967.2.14 発効:1968.4.22	署名:1985.8.6 発効:1986.12.11	署名:1995.12.15 発効:1997.3.27	署名:1996.4.11 未発効
用語の定義					
核兵器(核爆発装置)		<u>核兵器</u> :核エネルギーを制御されな	<u>核爆発装置</u> :その使用のいかんにか	<u>核兵器</u> :核エネルギーを制御されな	<u>核爆発装置</u> :その使用のいかんにか
		い方法で放出することができる装置	かわらず、あらゆる核兵器または核	い方法で放出することができる爆発	かわらず、あらゆる核兵器または核
		であって、戦争目的に使用すること	エネルギーを解放することのできる	装置。運搬手段は含まない。	エネルギーを解放することのできる
		に適した一群の性質を有するもの。	他の爆発装置。運搬手段は含まない。		他の爆発装置。運搬手段は含まない。
		運搬手段は含まない。			
その他				放射性物質、放射性廃棄物および投	
				棄に関して定義。	
条約の適用範囲		第28条1項の要件が満たされた場合	附属書1添付地図で示された領域。	締約国の領域、大陸棚および排他的	附属書1の地図で示された領域。
		には、第4条2項で示された範囲(米	公海も含まれる。	経済水域。	
		国の大部分およびその領海を除く)。			
		公海も含まれる。			
基本的義務					
核兵器(核爆発装	置)	・締約国領域内における核兵器の実	・締約国は、南太平洋非核地帯内外	・締約国は、適用域内外において核	・締約国は、域内外において核爆発
		験、使用、製造、生産、取得、受領、	において核爆発装置の製造、取得、	兵器の開発、製造、取得、保有、管	装置の研究、開発、製造、貯蔵、取
		貯蔵、設置、配備および所有の禁止	所有および管理をしない。	理、配置、運搬および使用を行わな	得および管理を行わない。
		ならびに防止。	・締約国は、自国領域内の核爆発装	ل <i>۱</i> 。	・締約国は、自国領域内における核
		・締約国は直接的にも間接的にも核	置の配置および実験を防止。	・締約国は、自国領域内における、	爆発装置の配置を禁止。
		兵器の実験、使用、製造、所有およ		運搬を除く他国の前述の行為を禁止。	・締約国は、域内外において核爆発
		び管理に関与、奨励、許可および参			装置の実験を行わず、自国領域内で
		加を慎む。			の実験を禁止。
投棄の禁止			締約国は、域内海洋へ放射性廃棄物	条約の適用域内において、締約国が	締約国は、アフリカへの有害廃棄物
			および他の放射性物質を投棄せず、	放射性物質および放射性廃棄物を大	の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄

ſ	l i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	また領海内での投棄を防止する。他	気中、海洋および領土に投棄あるい	物およびその他の放射性物質の投棄
		のものによる域内海洋への投棄を援	は排出すること、ならびに他国が領	の援助・奨励を行わない。
		助・奨励しない。	域内で放射性物質および放射性廃棄	
			物を海洋に投棄あるいは大気中に排	
			出することをそれぞれ禁止。	
その他			・原子力事故の早期通報	・核爆発装置およびその製造施設の
				申告、解体、破壊あるいは転用。
				・核物質および施設の物理的防護。
				・核施設に対する武力攻撃の禁止。
平和目的のための核エネ	条約の範囲内で、平和目的、とくに		条約は、とくに経済的発展および社	条約は原子力科学技術の平和利用を
ルギーの利用	経済的発展と社会的進歩のために核		会的進歩のために核エネルギーを使	妨げるものではなく、経済・社会開
	エネルギーを利用する締約国の権利		用する締約国の権利を妨げないが、	発に原子力科学技術を使用すること
	を害しない。		締約国は核物質および施設を厳格に	を促進し、そのために二国間あるい
			平和目的のために利用しなければな	は地域レベルの協力機構を設置およ
		l	らない。	び強化する。
輸出管理		保障措置を適用していない非核兵器	NPTで求められる保障措置を適用	IAEA保障措置協定を締結してい
		国に対する核輸出管理を規定。また、	していない非核兵器国に対する輸出	ない非核兵器国に対する核輸出管理
		いかなる供給も厳格な不拡散措置に	管理を規定。	を規定。
		一致しなければならず、平和的非爆		
		発的利用であることを保証しなけれ		
		ばならない。		
平和目的核爆発	締約国は、この条約に従うことを条			
	件として、平和目的のための核装置			
	の爆発を行うことができる。同様の			
	目的のため、第3国と協力できる。			
IAEA保障措置協定	条約の発効から18ヶ月以内にIAE	条約が効力を生ずる日から18ヶ月以	平和的核活動にフルスコープ保障措	締約国は、IAEA保障措置協定を
	A保障措置協定の交渉を開始。	内にIAEA保障措置協定が効力を	置を適用するために、条約の発効か	締結しなければならない。
		持つようにするため、あらゆる適切	ら18ヶ月以内に保障措置を締結。	
		な措置をとる。		
他の国際法との関係				

通過通航権	1	外国の船舶および航空機による寄	外国の船舶および航空機による寄港、	外国の船舶および航空機による寄港、
		港、外国の航空機による上空通過、	外国の航空機による上空通過、およ	外国の航空機による上空通過、およ
		および無害通航、群島航路帯通航ま	び無害通航、群島航路帯通航または	び無害通航、群島航路帯通航または
		たは海峡の通過通航の権利に含まれ	海峡の通過通航の権利に含まれない	海峡の通過通航の権利に含まれない
		ない方法での外国の船舶による領海	方法での外国の船舶による領海また	方法での外国の船舶による領海また
		または群島水域の航行を許可するか	は群島水域の航行を許可するか否か	は群島水域の航行を許可するか否か
		否かを、締約国は自ら決定する自由	を、締約国は自ら決定する自由を有	を、締約国は自ら決定する自由を有
		を有する。	する。	する。
国連海洋法条約		この条約のいかなる規定も、海洋の	公海の自由、船舶の無害通航権、群	海洋の自由に関する国際法上の国家
		自由に関する国際法上の国家の権利	島航路帯通航権及び通過通航権など	の権利および権利の行使を害しない。
		または権利行使を害せず、いかなる	国連海洋法条約上のすべての国の権	
		方法でも影響を与えない。	利または権利の行使を害しない。	
その他	この条約のいかなる規定も、国連憲			
	章に基づく締約国の権利および義務、			
	または米州機構の加盟国については、			
	現行の地域的な条約に基づく加盟国			
	の権利および義務を害するものと解			
	してはならない。			
管理制度	・IAEA保障措置	・報告および情報交換	・IAEA保障措置システム	・報告および情報交換
	・締約国の報告	・協議および再検討	・報告および情報交換	・協議
	・事務総長の要請による特別報告	・IAEA保障措置	・明確化のための要請	・IAEA保障措置の再検討
	・特別査察	・苦情申立て手続き	・事実調査団の要請および手続き	・苦情申立て手続き
検証	特別査察(1992年改正): IAEAの	苦情申立て手続き:他の締約国が条	事実調査団:締約国は、条約の遵守	苦情申立て手続き:他の締約国が条
	みが特別査察を実施する権限を有し、	約上の義務に違反しているとの苦情	について曖昧なあるいは疑念の生じ	約上の義務に違反しているとの苦情
	締約国あるいは事務局長の要請によ	申立てにより、これが正当と認めら	ている状況を明確にしまたは解決す	申立てにより、これが正当と認めら
	り、OPANALの理事会がIAE	れる場合には、査察官に関連するい	るために、他の締約国に対して事実	れる場合には、査察官に関連するい
	Aに特別査察の実施を考慮する要請	かなる情報および場所への完全かつ	調査団を派遣するよう要請する権利	かなる情報および場所への完全かつ
	を提出。	自由なアクセスを与える。	を持つ。これが認められた場合には、	自由なアクセスを与える。
			執行委員会は事実調査団を派遣する	
			日時を通告する。事実調査団を受け	

		l	入れる国家は問題となっている場所	
			への妨害ないアクセスを与えなけれ	
			ばならないが、機微な施設を保護す	
			る措置、ならびに関連しない機密の	
			情報およびデータの公開を防止する	
			措置を行う権利を有する。	
条約が署名のために開放	すべてのラテンアメリカ諸国	南太平洋フォーラムのあらゆる加盟	ブルネイ、カンボジア、インドネシ	アフリカ非核兵器地帯内のすべての
された国家		国	ア、ラオス、マレーシア、ミャンマ	国家
			ー、フィリピン、シンガポール、タ	
			イ、ベトナム	
効力発生の要件	・条約が署名のために開放されたす	第8番目の批准書の寄託の日に効力	第7番目の批准書の寄託の日に効力	第28番目の批准書の寄託の日に効
	べての国家の批准、議定書が開放さ	発生。	発生。	力発生。
	れたすべての国家の批准、IAEA			
	保障措置協定の締結。			
	・すべての署名国は、前述の要件の			
	全部または一部を放棄する権利を有			
	し、この権利を行使する国について			
	は、効力を生ずる。			
改正	総会の特別会議において、出席しか	協議委員会でコンセンサスにより採	評議会でコンセンサスにより採択。	アフリカ原子力委員会に書面を通じ
	つ投票する締約国の3分の2の賛成	択。		て、あるいは締約国会議において締
	で採択。			約国の3分の2の賛成により採択。
議定書	・条約の適用地域に属領を有するす	・条約の適用地域に属領を有するす	・核兵器国は、条約を尊重し、条約	・消極的安全保障
	べての域外国は、当該属領において	べての域外国は、当該属領において	および議定書の違反行為に寄与しな	・核兵器国は、域内で核爆発装置の
	非核化に関する本条約の規定を適用。	本条約の主要な事項を適用。	<i>ا</i> ۱.	実験を行わず、その行為を援助また
	・消極的安全保障。	・消極的安全保障。	・消極的安全保障。	は支援しない。
		・核兵器国は、域内(公海を含む)		・域内に属領を有する締約国は、本
		で核爆発装置の実験を行わない。		条約の主要な事項およびIAEA保
				障措置の適用を確保。

第 部

参考文献

浅田正彦「非核兵器国の安全保障論の再検討」『法学会雑誌』第 43 巻、第 2 号(1993 年 9 月)。 石井恂「アジアの原子力利用と核不拡散体制」『原子力工業』第 41 巻第 5 号 1995 年 5 月。 太田正利「南アフリカ共和国をめぐる核問題」今井隆吉、田久保忠衛、平松茂雄編『ホ[°]スト冷戦と核』勁草書房、 1995 年。 小川伸一『「核」軍備管理・軍編の行方』芦書房、1996 年。

黒澤満「核兵器不拡散および非核兵器地帯の法的概念」『法政理論』第13巻、3号(1981年3月)。

- 『現代軍縮国際法』西村書店、1986年。
- 「核兵器不拡散問題の現状と課題」『国際問題』No.397(1993 年 4 月)。
- 「新国際安全保障秩序と核軍縮」黒澤満編『新しい国際秩序を求めて』信山社、1994年。
- 「国際原子力機関の核査察と国連安全保障理事会」『国際問題』No.414(1994 年 9 月)。
- 「非核兵器地帯と仏核実験」『経済往来』1996 年 2 月。
- 「アジアの地域安全保障体制と非核兵器地帯」原子燃料政策研究会『アジア地域の安全保障と原子力平和利用』、1996年。
- 斎藤直樹「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の核疑惑問題」原子燃料政策研究会『アジア地域の安全保障と原子力平和利用』、1996年。

櫻川明巧「南半球を包む非核地帯条約」 『軍縮問題資料』1996 年 6 月。

城忠彰「非核兵器地帯の設置」黒澤満編『軍縮問題入門』東信堂、1996年。

平松茂雄「ハ。キスタンの核兵器開発と中国」今井隆吉、田久保忠衛、平松茂雄編『ホ。スト冷戦と核』勁草書房、1995年。

前田寿「核兵器禁止地域の設定」『国際問題』、No.265(1982 年 4 月)。

森本敏「北朝鮮の核開発問題と核不拡散」今井隆吉、田久保忠衛、平松茂雄編『ホ。スト冷戦と核』勁草書房、1995年。

山下高明「湾岸戦争後の中東軍事情勢と核拡散」『外交時報』No.1330(1996 年 7・8 号)。

Adeniji, Olu. "The Pelindaba Text and Its Provisions." Disarmament, Vol.XIX, No.1 (1996).

- Adeyemi, Bariyu A. "Prospects for a Nuclear-Weapon-Free Zone in Africa." *Disarmament*, Vol.XIV, No.3 (1991).
- Agam, Hasmy Bin. "Disarmament and Security Measures in South-East Asia." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Papers 11: Disarmament and Security Issues in the Asia-Pacific Region.* New York: United Nations, 1992.

Agu, Benson N. "Denuclearization: Enhancing African Regional Cooperation in Peaceful Nuclear

Applications." Disarmament, Vol.XIX, No.1 (1996)..

- Alagappa, Muthiah. "Security in South-East Asia: Beyond a Zone of Peace, Freedom and Neutrality (ZOPFAN)." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Paper 6: Confidence-Building Measures in the Asia-Pacific Region*. New York: United Nations, 1991.
- Alpher, Joseph. "Israel's Security Concerns in the Peace Process." *International Affairs*, Vol.70, No.2 (April 1994).
- Atkeson, Edward B. "The Middle East: A Dynamic Military Net Assessment for the 1990s." *The Washington Quarterly*, Vol.16, No.2 (Spring 1993).
- Azambuja, Marcos Castrioto de. "Nuclear Non-Proliferation and Confidence-Building in the Southern Cone." *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993).
- Bailey, Kathaleen C. "North Korea: Enough Carrots, Time for the Stick." *Comparative Strategy*, Vol.13, No.3 (1993).
- Beker, Avi. "Peace and Denuclearization: An Israeli Perspective." Disarmament, Vol.XVI, No.2 (1993).
- Beres, Louis René. "Israeli Security in a Changing World." *Strategic Review*, Vol.XVIII, No.4 (Fall 1990).
- Blank, Stephen J. "Korean and Asian Security after the Framework Agreement." *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol.VI, No.2 (Winter 1995).
- Blix, Hans. "The Non-Proliferation Outlook." Disarmament, Vol.XVI, No.2 (1993).
- Bracken, Paul. "Nuclear Weapons and State Survival in North Korea." Survival, Vol.35, No.3 (Autumn 1993).
- Bryan, Ian. "Tactical Expediency or Strategic Aims?: Nuclear Forces in Regional Contingencies." *Strategic Review*, Vol.XXIV, No.3 (Summer 1996).
- Bunin, Viacheslav. "On the Conception of a Limited Nuclear-Free Zone in NEA." Far Eastern Affairs, No.5, 1995.
- Bunn, George. "Expanding Nuclear Options: Is the U.S. Negating its Non-Use Pledges?" Arms Control Today, Vol.26, No.4 (May/June 1996).
- Bunn, George., and Roland Timerbaev. "Security Assurances to Non-Nuclear-Weapon States: Possible Options for Change." *PPNN Issue Review*, No.7 (September 1996).

Buzan, Barry., and Gerald Segal. "Rethinking East Asian Security." Survival, Vol.36, No.2 (Summer

1994).

- Carasales, Julio C. "The Non-Proliferation Treaty, Tlatelolco and the Regional Contribution." *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993).
- "A Surprising About-Face: Argentina and the NPT." *Security Dialogue*, Vol.27, No.3 (September 1996).
- Carranza, Mario E. "Rethinking Indo-Pakistani Nuclear Relations: Condemned to Nuclear Confrontation?" *Asian Survey*, Vol.XXXVI, No.6 (June 1996).
- Carus, W. Seth. "Proliferation and Security in Southwest Asia." *The Washington Quarterly*, Vol.17, No.2 (Spring 1994).
- Charalemers, Malcolm. "Openness and Security Policy in South-East Asia." *Survival*, Vol.38, No.3 (Autumn 1996).
- Cheon, Seong W. "Countering Proliferation: South Korea's Strategic Choices." in Steven Mataija ed. Non-Proliferation and Multilateral Verification: The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT). Toronto: Centre for International and Strategic Studies, 1994.
- Cochran, Edwin S. "Deliberate Ambiguity: An Analysis of Israel's Nuclear Strategy." *The Journal of Strategic Studies*, Vol.19, No.3 (September 1996).
- Cohen, Avner., and Marvin Miller. "How to Think about -and Implement- Nuclear Arms Control in the Middle East." *The Washington Quarterly*, Vol.16, No.2 (Spring 1993)
- Collina, Tom Zamora., and Fernando de Souza Barros. "Bilateral Nuclear Inspections for the Korean Peninsula: Can the Latin American Experience Help Reduce Tensions between North and South?" *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol.VIII, No.1 (Summer 1996).
- Cortright, David., and Amitabh Mattoo. "Elite Public Opinion and Nuclear Weapons Policy in India." Asian Survey, Vol.XXXVI, No.6 (June 1996).
- Cossa, Ralph A. "Promoting Nuclear Disarmament: Nuclear Weapons Free Zones and Other Measures." remarks prepared for the Third United Nations Conference on Disarmament Affairs, Hiroshima, Japan, July 17-20, 1996.
- Crossette, Barbara. "Iraqi Buildup in '90 Include Rush to Build Nuclear Bomb." International Herald Tribune, August 23 1995, p.2.
- Davis, Zachary S. "The Spread of Nuclear-Weapon-Free Zone: Building a New Nuclear Bargain." Arms Control Today, Vol.26, No.1 (February 1996).

- Denisov. Valery. "The U.S.-DPRK Nuclear Deal: A Russian Perspective." *The Nonproliferation Review*, Vol.3, No.3 (Spring-Summer 1996).
- Department of Public Information. *The United Nations and Nuclear Non-Proliferation*. New York: The United Nations Reproduction Section, 1995.
- Dewitt, David., and Brian Bow. "Proliferation Management in South-East Asia." *Survival*, Vol.38, No.3 (Autumn 1996).
- Donowaki, Mitsuro. "Non-Proliferation Issues and the Future of the NPT." *Disarmament* Vol.XVI, No.2 (1993).
- Dowler, Thomas W., and Joseph S. Howard II. "Stability in a Proliferated World." *Strategic Review*, Vol.XXIII, No.2 (Spring 1995).
- Dreyer, June Teufel. "Regional Security Issues." *Journal of International Affairs*, Vol.49, No.2 (Winter 1996).
- Drifte, Reinhard. "The Role of Arms Control in North-Eastern Asia." *Defense Analysis*, Vol.12, No.1 (April 1996).
- Ekéus, Rolf. "The Iraqi Experience and the Future of Nuclear Nonproliferation.", *The Washington Quarterly*, Vol.15, No.4 (Autumn 1992).
- Endicott, John E. "Great-Power Nuclear Forces Deployment and a Limited Nuclear-Free Zone in Northeast Asia." in Yong Whan Kihl and Peter Hayes. eds. *Peace and Security in Northeast Asia: The Nuclear Issue and the Korean Peninsula*. New York: M. E. Sharpe, 1997.
- Engelhardt, Michael. "Rewarding Nonproliferation: The South and North Korean Case." *The Nonproliferation Review*, Vol.3, No.3 (Spring-Summer 1996).
- Fetter, Steve. "Ballistic Missile sand Weapons of Mass Destruction: What is the Threat? What should be Done?" *International Security*, Vol.16, No.1 (Summer 1991).
- Fischer, David. "Implementing a Nuclear-Weapon-Free Zone in Africa." *Disarmament*, Vol.XIV, No.3 (1991).
 - Towards 1995: The Prospects for Ending the Proliferation of Nuclear Weapons. Aldershot, England: Dartmouth, 1993.
 - "The Pelindaba Treaty: Africa Joins the Nuclear-Free World." Arms Control Today, Vol.25, No.10 (December 1995 / January 1996).
 - "The Regional Track for the Last Three NPT Holdouts Israel, India & Pakistan." Issue Review

(Programme for Promoting Nuclear Non-Proliferation), No.5 (April 1995).

Frankel, Benjamin. "An Anxious Decade: Nuclear Proliferation in the 1990s." *The Journal of Strategic Studies*, Vol.13, No.3 (September 1990).

Frei, Daniel. "Empathy in Conflict Management." International Journal, Vol.XL, No.4 (Autumn 1985).

- Frieman, Wendy. "New Member of the Club: Chinese Participation in Arms Control Regimes 1980-1995." *The Nonproliferation Review*, Vol.3, No.3 (Spring-Summer 1996).
- Ganguly, Sumit. "Arms Control in South Asia: History and Prospects." *Defense Analysis*, Vol.12, No.1 (April 1996).
- Gardner, Gary T. Nuclear Nonproliferation: A Primer. Boulder, Colorado : Lynne Rienner Publishers, 1994.
- Gee, John. "The Evolution of the South Pacific Nuclear Free Zone (The Treaty of Rarotonga): An Australian Perspective." in United Nations Department for Disarmament Affairs. Disarmament: United Nations Regional Disarmament Workshop for Asia and the Pacific. New York: United Nations, 1991.
- Giles, Gregory F., and James E. Doyle. "Indian and Pakistani Views on Nuclear Deterrence." *Comparative Strategy*, Vol.15, No.2 (1996).
- Goldblat, Jozef. "Nuclear-Weapon-Free Zone." in John Simpson and Darryl Howlett eds. *The Future of the Non-Proliferation Treaty*. New York: St. Martin Press, 1995.
- Gordon, Sandy. "Capping South Asia's Nuclear Weapons Programs: A Window of Opportunity?" Asian Survey, Vol.XXXIV, No.7 (July 1994).
- Gurtov, Mel. "South Korea's Foreign Policy and Future Security: Implications of the Nuclear Standoff." *Pacific Affairs*, Vol.69, No.1 (Spring 1996).
- Habib, A. Hasnan. "ASEAN in the Search for Peace and Stability in South-East Asia." in United Nations
 Department for Disarmament Affairs. *Disarmament : United Nations Regional Disarmament Workshop for Asia and the Pacific.* New York: United Nations, 1991.
- Hagerty, Devin T. "Nuclear Deterrence in South Asia: The 1990 Indo-Pakistani Crisis." *International Security*, Vol.20, No.3 (Winter 1995/96).
- Han, Yong-Sup. Nuclear Disarmament and Non-Proliferation in Northeast Asia. Research Paper No.33.New York: United Nations Institute for Disarmament Research, 1995.

Heppell, Janice K. M. "Addressing Divergent Threat Perceptions in Northeast Asia: Linkages Between

Bilateral and Multilateral Confidence Building Measures." in Steven Mataija ed. Non-Proliferation and Multilateral Verification: The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT). Toronto: Centre for International and Strategic Studies, 1994.

- Herron, Kerry G. "Antiproliferation for the 21st Century." *Strategic Review*, Vol.XXIV, No.3 (Summer 1996).
- Howlett, Darryl., and John Simpson. "Nuclearisation and Denuclearisation in South Africa." *Survival*, Vol.35, No.3 (Autumn 1993).
- Huang, Jing. "Why Is Pyongyang So Defiant on the Nuclear Issue?" Korea and World Affairs, Vol.20, No.3 (Fall 1996).
- Hughes, Christopher W. "The North Korean Nuclear Crisis and Japanese Security." *Survival*, Vol.38, No.2 (Summer 1996).
- Huntley, Wade. "The Kiwi that Roared: Nuclear-Free New Zealand in a Nuclear-Armed World." *The Nonproliferation Review*, Vol.4, No.1 (Fall 1996).
- Izumi, Hajime. "Japan and the Korean Peninsula: The Idea of a 'Northeast Asia Nuclear Non-Proliferation Zone'." in Gary K. Bertsch, Richard T. Cupitt, and Takehiko Yamamoto. eds. U.S. and Japanese Nonproliferation Export Control: Theory, Description and Analysis. Lanham, Meryland: University Press of America, Inc., 1996.
- Joeck, Neil. "Tacit Bargaining and Stable Proliferation in South Asia." *The Journal of Strategic Studies*, Vol.13, No.3 (September 1990).
- Kaneko, Kumao. "Japan Needs No Umbrella." *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.52, No.2 (March/April 1996).
- Kapur, Ashok. "Rogue States and the International Nuclear Order." *International Journal*, Vol.LI, No.3 (Summer 1996).
- Karsh, Efraim., Efraim Inbar., and Shmuel Sandler. "Arms Control and the New Middle Eastern Environment." *Defense Analysis*, Vol.12, No.1 (April 1996).
- Kay, David A. "Denial and Deception Practices of WMD Proliferation: Iraq and Beyond." *The Washington Quarterly*, Vol.18, No.1 (Winter 1995).
- Keeny, Spurgeon M. Jr. "The NPT: A Global Success Story." Arms Control Today, Vol.25, No.2 (March 1995).
- Kelley, Robert E. "The Iraqi and South African Nuclear Weapon Programs: The Importance of

Management." Security Dialogue, Vol.27, No.1 (March 1996).

- Kim, Kyoung-Soo. "The Geneva Nuclear Accord: Problems and Prospects." The Korean Journal of Defense Analysis, Vol.VI, No.2 (Winter 1995).
- Konarski, Weodzimierz. "The Architecture and Dynamics of Conference on Security and Cooperation in Europe (CSCE)." in Shai Feldman and Ariel Levite, eds., *Arms Control & the New Middle East Security Environment*. Boulder: Westview Press, 1994.
- Kumaraswamy, P. R. "Egypt Needled Israel." *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.17, No.2 (June 1994)
- Kurihara, Hiroyoshi. "Regional Approaches to Increase Nuclear Transparency." *Disarmament*, Vol.XVIII, No.2 (1995).
- Lee, Chae-Jin. "U.S. Policy toward North Korea: The Dilemma of Containment and Engagement." *Korea and World Affairs*, Vol.20, No.3 (Fall 1996).
- Lee, Seo-Hang. "Approaches to Regional Security and Arms Control in North-East Asia: Tasks Ahead." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Papers 11: Disarmament and Security Issues in the Asia-Pacific Region*. New York: United Nations, 1992.
- "A Perspective from the Republic of Korea." Disarmament, Vol.XVIII, No.2 (1995).
- Leigh-Phippard, Helen. "Nuclear-Weapon-Free Zone: Problems and Prospects." Arms Control, Vol.14, No.2 (August 1993).
- Li, Il Nam. "Disarmament and Confidence-Building in North-East Asia." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Papers 11: Disarmament and Security Issues in the Asia-Pacific Region.* New York: United Nations, 1992.

Mack, Andrew. "North Korea and the Bomb." Foreign Policy, No.83 (Summer 1991).

- "The Nuclear Crisis on the Korean Peninsula." Asian Survey, Vol.XXXIII, No.4 (April 1993).
- Proliferation in Northeast Asia. The Henry L. Stimson Center Occasional Paper No.28.
 Washington D.C.: The Henry L. Stimson Center, 1996.
- "Delegitimising Nuclear Weapons: The World Court Decision." *Pacific Research*, Vol.9, No.3 (August 1996).
- "Nuclear Proliferation in Northeast Asia: What are the Risks." paper prepared for the 2nd PNC International Forum on Nuclear Non-Proliferation, Tokyo, November 18-19, 1996.

- MacKay, Don J. "Some Legal Aspects of the South Pacific Nuclear Free Zone Treaty." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament: United Nations Regional Disarmament Workshop for Asia and the Pacific.* New York: United Nations, 1991.
- Malik, J. Mohan. "China's Unprincipled Stand on Nuclear Disarmament." *Pacific Research*, Vol.7, No.4 (Norvember 1994).

Mattoo, Amitabh. "India's Nuclear Status Quo." Survival, Vol.38, No.3 (Autumn 1996).

- Mazarr, Michael J. "Going Just a Little Nuclear: Nonproliferation Lessons from North Korea." *International Security*, Vol.20, No.2 (Fall 1995).
 - "The U.S.-DPRK Nuclear Deal: Status and Prospects." *Korea and World Affairs*, Vol.19, No.3 (Fall 1995).
- Medeiros, Evan S. "U.S., Britain and France Ready to Join South Pacific Nuclear-Free Zone Pact." *Arms Control Today*, Vol.25, No.9 (November 1995).
 - "KEDO-North Korea Talks Continue on Nuclear Reactor Contract." *Arms Control Today*, Vol.25, No.9 (November 1995).
 - "Southeast Asian Countries Agree to Create Nuclear-Weapon-Free Zone." Arms Control Today, Vol.25, No.10 (December 1995/January 1996).
 - "KEDO, North Korea Sign Contract for Supply of Nuclear Reactor." Arms Control Today, Vol.25, No.10 (December 1995/January 1996).
- Mills, Greg., Glenn Oosthuysen., and Jonathan Katzenellenbogen. "Disarmament and Arms Control in Africa: A South African Perspective." *Defense Analysis*, Vol.12, No.1 (April 1996).

Mtimkulu, Bereng. "Africa Bans the Bomb." The Bulletin of the Atomic Scientists, Vol.52, No.4.

- Nam, Man-Kwon. "The North Korean Nuclear Issue and Requisite Verification Mechanisms." in Steven Mataija ed. Non-Proliferation and Multilateral Verification: The Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty (CTBT). Toronto: Centre for International and Strategic Studies, 1994.
- Nayan, Md Hussin. "Openness and Transparency in the ASEAN Countries." *Disarmament*, Vol.XVIII, No.2 (1995).
- Nazarkin, Yuri K. "Confidence, Security and Arms Limitation Measures in North-East Asia." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Papers 11: Disarmament* and Security Issues in the Asia-Pacific Region. New York: United Nations, 1992.

Ogunbanwo, Sola. "Introductory Statement on Nuclear-Weapon-Free Zones and Zones of Peace." in

United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament: United Nations Regional Disarmament Workshop for Asia and the Pacific.* New York: United Nations, 1991.

- "History of the Efforts to Establish an African Nuclear-Weapon-Free Zone." *Disarmament*, Vol.XIX, No.1 (1996).
- "The Treaty of Pelindaba: Africa is Nuclear-Weapon Free." *Security Dialogue*, Vol.27, No.2 (June 1996).
- Oh, Kwan-Chi. "East Asian Security Issues: A Summary Review." *The Korean Journal of Defense Analysis*, Vol.VI, No.2 (Winter 1995).
- Okawa, Yoshio. "North Korea's Bid to Withdraw from the NPT." in John Simpson and Darryl Howlett eds. *The Future of the Non-Proliferation Treaty*. New York: St. Martin Press, 1995.
- Pajak, Roger F. Nuclear Proliferation in the Middle East: Implications for the Superpowers. Washington DC: National Defense University Press, 1982.
- Park, Sang Hoon. "North Korea and the Challenge to the US-South Korean Alliance." *Survival*, Vol.36, No.2 (Summer 1994).
- Park, Tong Whan. "Arms Control between the Two Koreas: Seeking the Path to a Deterrence-Based Détente." *Contemporary Security Policy*, Vol.17, No.1 (April 1996).

Perkovich, George. "A Nuclear Third Way in South Asia." Foreign Policy, No.91 (Summer 1993).

- "India's Nuclear Weapons Debate: Unlocking the Door to the CTBT." Arms Control Today, Vol.26, No.4 (May/April 1996).
- Power, John F., and Joseph E. Muckerman. "Policy Brief: Rethink the Nuclear Treat." *Orbis*, Vol.38, No.1 (Winter 1994).
- Power, Paul P. "The South Pacific Nuclear-Free-Zone." Arms Control Today, Vol.17, No.1 (January / February 1987).
- Prawitz, Jan. "A Nuclear-Weapon-Free Zone from the Black Sea to the Baltic Sea." paper prepared for Pugwash Meeting No.213: 3rd Workshop on the Status and Future of the Nuclear Weapons Complexes of Russia and the USA, 24-26 March 1996, Moscow, Russia.
- "Nuclear-Weapon-Free Zone in Central and Eastern Europe." *Programme for Promoting Nuclear Non-Proliferation (PPNN) Issue Review*, No.10 (February 1997).
- Punungwe, Gift. "Africa and the International Nuclear Non-Proliferation Regime." *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993).

- Rathjens, George. "Rethinking Nuclear Proliferation." *The Washington Quarterly*, Vol.18, No.1 (Winter 1995).
- Redick, John R. "Argentina-Brazil Nuclear Non-Proliferation Initiatives." *PPNN News Review*, No.3 (January 1994).

Roy, Denny. "North Korea as an Alienated State." Survival, Vol.38, No.4 (Winter 1996).

- Rozanov, Anatoli A. "Towards a Nuclear-Weapon-Free Zone in Central and Eastern Europe." *The Monitor: Nonproliferation, Demilitarization and Arms Control*, Vol.2, No.4 (Fall 1996).
- Sanders, Ben, "Security Assurances and Regional Stability." Disarmament, Vol.XVIII, No.2 (1995).
- Selassie, Tilahun W. "The African Nuclear-Weapon-Free Zone and Sustainable Development on the Continent." *Disarmament*, Vol.XIX, No.1 (1996).
- Shearar, Jeremy. "Denuclearization in Africa: The South African Dimension." *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993).
- Shen, Dingli. "Engaging the DPRK in a Verifiable Nuclear Weapons-Free Zone: Addressing Nuclear Issues Involving the Korean Peninsula." in Yong Whan Kihl and Peter Hayes. eds. Peace and Security in Northeast Asia: The Nuclear Issue and the Korean Peninsula. New York: M. E. Sharpe, 1997.
- Simpson, John. "The Nuclear Non-Proliferation Regime: Options and Opportunities." *Disarmament*, Vol.XVI, No.2 (1993).
- "The Nuclear Non-Proliferation Regime after the NPT Review and Extension Conference." in Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI) ed. *SIPRI Yearbook 1996: Armament, Disarmament and International Security.* Oxford: Oxford University Press, 1996.
- Simpson, John., and Darryl Howlett. "The NPT Renewal Conference: Stumbling toward 1995." International Security, Vol.19, No.1 (Summer 1994).
- Singh, Bilveer. "ASEAN's Arms Procurements: Challenge of the Security Dilemma in the Post Cold War Era." *Comparative Strategy*, Vol.12, No.2 (1993).
- Smith, R. Jeffrey. "Iraq Admits Working on Warheads for Bacteria." *International Herald Tribune*, August 21 1995, p.1.
- Snyder, Scott. "A Framework for Achieving Reconciliation on the Korean Peninsula: Beyond the Geneva Agreement." *Asian Survey*, Vol.XXXV, No.8 (August 1995).

Soewondo, Purbo S. "Proposals Relating to the Establishment of a South-East Asian Nuclear-Weapon-

Free Zone." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament: United Nations Regional Disarmament Workshop for Asia and the Pacific*. New York: United Nations, 1991.

- Sokolski, Henry. "The Korean Nuclear Deal: How Might It Challenge the United States?" *Comparative Strategy*, Vol.14, No.4 (1995).
- Spector, Leonard S. "Neo-Nonproliferation.", Survival, Vol.37, No.1 (Spring 1995).
- Stanley, Ruth. "Co-operation and Control: The New Approach to Nuclear Non-Proliferation in Argentina and Brazil." *Arms Control*, Vol.13, No.2 (September 1992).
- Steinberg, Gerald M. "Middle East Arms Control and Regional Security." *Survival*, Vol.36, No.1 (Spring 1994).
 - "Israeli Arms Control Policy: Cautious Realism." *The Journal of Strategic Studies*, Vol.17, No.2 (June 1994)
 - "Non-Proliferation: Time for Regional Approaches?" Orbis, Vol.38, No.3 (Summer 1994).
 - "US Non-Proliferation Policy: Global Regimes and Regional Realities." *Contemporary Security Policy*, Vol.15, No.3 (December 1994).
- "Beyond NPT." Technology Review, Vol.99, No.4 (May/June 1996).
- Stumpf, Waldo. "South Africa's Nuclear Weapons Program: From Deterrence to Dismantlement." Arms Control Today, Vol.25, No.10 (December 1995 / January 1996).
- Suter, Keith. "Treaty of Rarotonga: U.S. Signs on at Last." *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.52, No.2 (March/April 1996).

Thayer, Carlyle A. "Arms Control in South-East Asia." Defense Analysis, Vol.12, No.1 (April 1996).

- United Nations Department for Disarmament Affairs. *Nuclear Weapons: A Comprehensive Study*. New York: United Nations, 1991.
- Towards a Nuclear-Weapon-Free Zone in the Middle East. New York: United Nations, 1991.
- Uren, Roger T. "Measures for Regional Security and Arms Control in the South-East Asian Area." in United Nations Department for Disarmament Affairs. *Disarmament Topical Papers 11: Disarmament and Security Issues in the Asia-Pacific Region*. New York: United Nations, 1992.
- U.S. Arms Control and Disarmament Agency. *Threat Control Through Arms Control: Annual Report to Congress 1995.* Washington D.C.: U.S. Arms Control and Disarmament Agency, 1996.

- Wisnumurti, Nugroho. "National Security and Regional Arms Control in Asia-Pacific: Code of Conduct for Naval Forces." in United Nations Department of Political Affairs. *Disarmament Topical Papers 13: National Security and Confidence-Building in the Asia-Pacific Region*. New York: United Nations, 1993.
- Wolfsthal, Jon Brook. "Nuclear-Weapon-Free Zones: Coming of Age?" Arms Control Today, Vol.23, No.2 (March 1993).
- Wrobel, Paulo S. "Brazil and the NPT: Resistance to Change?" *Security Dialogue*, Vol.27, No.3 (September 1996).
- Xia, Liping. "Maintaining Stability in the Presence of Nuclear Proliferation in the Asia-Pacific Region." *Comparative Strategy*, Vo.14, No.3 (1995).
- "Background Data: Limited Nuclear Weapons Free Zone for Northeast Asia." paper prepared for the 2nd Meeting of the Expanded Senior Seminar (10-14 October 1996 in Bordeaux, France).